

広報

みる

[KOHO-MIBU]

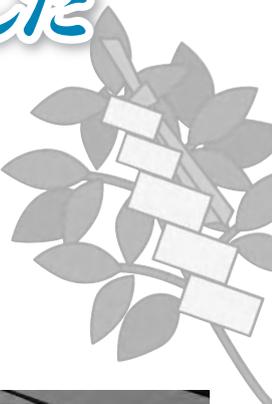
2020
OCTOBER
10 月号
No.737



新庁舎建設工事に係る 起工式(安全祈願祭)が開催されました

8月25日(火)、新庁舎建設予定地において、工事施工者（東武・佐藤特定建設工事共同企業体）主催による起工式が行われ、施工や設計・監理などの工事関係者並びに町執行部、町議会議員など、新型コロナウイルス感染対策として参加者を限定する中、約40名の方が出席されました。

当日は好天に恵まれ、開式直後には気温が30度を超える残暑厳しい中での開催となりましたが、^{くわ}鍬入れをはじめとする式典は、工事作業の安全や円滑な事業推進を祈念して、厳かに執り行われました。



挨拶の中で小菅町長は改めて、「新庁舎が町民の皆さんが利用しやすい『町のリビング』として、そして災害発生時には、『安全・安心の防災拠点』となる庁舎を目指して、しっかりと事業を進めていく」との決意を述べました。

今後の施工にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響なども心配されますが、令和4年1月の建物完成、令和4年4月中旬のプレオープン（一部開庁）、5月連休後のグランドオープン（完全開庁）を目指して、事業を進めて参ります。

工事期間中、周辺並びに近隣施設利用者の皆様にはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、事業に対するご理解・ご協力をお願いいたします。

目次

- ② 新庁舎建設だより
- ③ 高橋尚子トークショー
- ④ 壬生町立歴史民俗資料館テーマ展Ⅰ
- ⑥ 町民目線により事業を改善します
- ⑧ 令和元年度決算報告
- ⑭ 栃木県知事選挙
- ⑳ 催し・講座・募集
- ㉓ おしらせ
- ㉙ 介護、スポーツ
- ㉛ 各種相談
- ㉞ 10月16日～11月15日カレンダー

表紙写真：9月15日(火)に壬生中学校、南犬飼中学校にて校内LAN環境とzoomを利用し、オンラインで夢と志のある人づくり講演会を開催しました。JAXA宇宙科学研究所准教授の吉川真氏を講師に、「『はやぶさ2』の世界初の挑戦とその結果」のご講演をしていただきました。

高橋尚子 トークショー



令和2年

日時 **12月6日** 入場無料
(はがきで申込)

午前 の部	9時15分 開場	午後 の部	12時45分 開場
	10時00分 開演		13時30分 開演
	11時30分 終演		15時00分 終演

会場 **獨協医科大学**
創立30周年記念館関湊記念ホール

【ゲスト】高橋 尚子 (シドニーオリンピック
女子マラソン金メダリスト)

【対象者】壬生町在住者約400名
※各回200名×2公演(座席数の半数)

【応募方法】はがきに必要事項をご記入の上お申込みください。
(応募ははがきのみ、定員を超えた場合には抽選)

【記入事項】①郵便番号 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号
⑥参加希望人数(同世帯に限る)
⑦参加希望の部(第1希望・第2希望をご記入ください)

【宛先】〒321-0214 壬生町大字壬生甲3838番地
壬生町スポーツ振興課

【締切】10月21日(水)必着

今年度、ゆうがおマラソン大会は中止となりましたが、高橋尚子さんによるトークショーを開催いたします。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を空けさせていただきます。
また、入館時には検温、アルコール消毒、マスク着用の徹底をお願いいたします。
なお、体調が万全でない方におかれましては、トークショーへの参加を控えていただきますようお願いいたします。

◎問合せ：壬生町スポーツ振興課 ☎(82)2345

○募集デザインの内容

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開閉会式で使用する炬火台と炬火トーチのデザイン
スケッチ

- (1) 1人何点でも応募できます。
- (2) 炬火台、炬火トーチいずれか又は炬火台及び炬火トーチの両方の応募ができます。
- (3) デザインのコンセプト：栃木県の魅力をシンプルに表現したデザイン

○応募締切り 10月31日(土)

○応募資格 栃木県内に在住、在学、在勤の方、又は在住、在学、在勤経験のある方
(個人・グループ又は法人、プロ・アマを問わない。)

○賞及び賞金 最優秀賞 各1作品 賞金10万円

○応募方法 応募票(必須)、デザイン正面図(必須)、デザイン補足(任意)、炬火台座
デザインスケッチ及び解説(任意)を下記の応募先へ送付又は持参

○応募・問合せ (郵送・持参) 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 (県庁北別館3F)
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局
栃木県国体・障害者スポーツ大会局 競技式典課 式典担当
「炬火台・炬火トーチデザイン募集」係
☎ 028(623)3508 FAX 028(623)3527
メール kyoka@pref.tochigi.lg.jp

炬火台、炬火トーチの
デザイン募集

いちご一会とちぎ国体・
いちご一会とちぎ大会



2代秀忠



3代家光



4代家綱



壬生城模型(本丸御殿)

壬生城

— 聖地日光への玄関口 —

令和2年 10月14日(水) — 12月20日(日)

講演会・現地説明会

- 1. 主旨**
テーマ展「壬生城 一聖地日光の玄関口」開催にともない、子どもたちを対象として徳川将軍家の日光社参の折に宿館となった壬生城の歴史をより理解するための講演会と城址公園周辺を散策しながら説明をします。
- 2. 実施日時**
令和2年11月21日(土)
午後2時～3時半(午後1時半から受付開始)
- 3. 内容**
①講演会 [壬生城について]
②現地説明 [城址公園、大手門跡ほか]
- 4. 参加対象**
小学生の親子25組(50名程度)
- 5. 場所**
・城址公園ホール(壬生中央公民館)2階研修室
・城址公園周辺
- 6. 講師**
日本城郭史学会 委員 笹崎 明 氏
- 7. 持ち物**
・携帯電話
・歩きやすい服装と靴
- 8. その他**
・図書館では企画展会期中に関連図書を紹介や、講演会当日にはイベントを実施します。(※詳細は11月号に掲載します。)
- 9. 申込**
・10月14日(水)午前8時45分から城址公園ホールにて受付いたします。
・先着順で定員になり次第、受付を締切ります。
・原則として電話による申込はできません。

歴史民俗資料館では2021年第18回全国藩校サミットに向けて、「壬生藩」をテーマとした展示会を開催します。第一弾は『壬生城 一聖地日光への玄関口』展です。

壬生城は城主(藩主)の居城というほかに、もう一つの重要な機能があります。それは「徳川将軍家の宿所」という役割です。

元来、壬生城は左遷された大名が封ぜられた城でした。そのような壬生城の地位が大きく変わる出来事が日光東照社(のち東照宮)の造営です。これにより壬生城は、徳川将軍家の聖地・日光へ続く城として変貌していきます。

そして、元和3(1617)年4月に二代将軍秀忠が、完成した日光東照社参詣の帰途に一泊したことを始めとして2回、三代家光の代に5回、四代家綱の代に1回の合計8回、壬生宿城が行われています。

将軍家の日光社参は『徳川実記』によれば19回行われていますが、そのうち、16回は四代家綱までに行われており、日光社参の実に2回に1度は壬生宿城であったこととなります。そのため、日光社参のたびに将軍家の宿館という重責を担う、いわば将軍家の城といわべき壬生城は譜代の重臣を配する関東の要衝として、俗に「六人衆」、「側用人」といわれた重臣、また多くの老中・若年寄を輩出する出世城となります。

将軍家の宿館として、壬生城の本丸内には書院造の御殿が建設され、広大な建物を示す言葉に「千畳敷」という言葉がありますが、この御殿は563坪で990畳という、まさに将軍家の宿館に相応しい規模を誇っていました。

今回の展示会では、「壬生城」本来の機能・役割を紹介し、本城が「聖地日光への玄関口」であったことを再認識していただければ幸いです。

◆休館日 月曜日、祝日
◆開館時間 午前9時～午後5時(火曜日は午後1時から)
◆観覧料 無料
◎問合せ 歴史民俗資料館学芸係 ☎(82)8544

個人番号(マイナンバー)カードの電子証明書を使ってみよう!

「電子証明書」ってなに?



電子証明書とは、信頼できる第三者(認証局)が間違いなく本人であることを電子的に証明するものです。書面取引における印鑑証明書みたいなものですね! 個人番号(マイナンバー)カードに搭載されている電子証明書には2種類あります。



	署名用電子証明書	利用者用電子証明書
使い道	インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用	インターネットサイトやコンビニのキオスク端末等にログインする
使用例	e-Tax等の電子申請	マイナポータルへのログイン コンビニでの公的な証明書の発行
暗証番号	アルファベット大文字と数字を組み合わせた6桁から16桁	数字4桁

壬生町では、「住民票」「所得証明書」「印鑑登録証明書」の3点がコンビニで発行できます!

今ご紹介している機能のほかに、令和3年3月を目安として健康保険証としての機能等も搭載される予定です。お持ちでない方はぜひ、申請をご検討ください!



個人情報がいっぱいでマイナンバーカードを持つことが不安…。どんなことに気を付けたらいい?



たとえば、実印や運転免許証などの本人確認書類を人目のつくところに放置したり、第三者に貸したり、キャッシュカードの暗証番号を他人に教えたりしたら危険ですよ。個人番号(マイナンバー)カードやそれに伴う暗証番号も、それらと同じように気を付けていただければ、安心してお使いいただけます。



◎問合せ **マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178**

●月曜日から金曜日：午前9時から午後8時、土日祝：午前9時30分から午後5時30分

住民課 ☎(81)1825

●午前8時30分から午後5時15分(月曜日のみ午後7時)

※土曜、日曜、国民の祝日・休日、年末年始(12/29から1/3)は除きます

今月の

壬生論語古義抄

(58)

論語素読のテキスト『壬生論語古義抄』から、章句を紹介します。

【三五】

子曰く、徳とく 孤こならず。必ず隣かたがは有り。

(里仁第四)

先生が言われた。「徳がある者は孤立せず、必ず仲間がいる。」

【みぶまるから一言】

この言葉は、「思いやりのある人は、一人ぼっちになることはなく、必ず多くの仲間に関われるようになるものだ。」ということを教えてくれているね。



毎週土曜日午前9時から10時まで、歴史民俗資料館で、この『壬生論語古義抄』を使った素読の教室『壬生論語古義塾』を開催しています。なお、現在は新型コロナウイルス感染症の広がりに伴い、当面の間お休みとなります。

町民目線により **事業** を **改善** します

本町では前年度に実施した事業を評価し、時代の町民ニーズに応じた改善を図っております。
令和2年7月28日、30日、8月7日に壬生町行政外部評価委員会を開催し、評価対象事業に対する提言をいただきました。その提言に基づき、担当課が改善案を作成し、町長が委員長を務める壬生町行政内部評価委員会において、各事業の方針が決定しましたのでお知らせいたします。

1 所属部長評価

人件費・事務費・負担金等を除いた予算事業から、毎年度100事業程度を選定し、4年間で全事業を評価・改善出来るように図っております。本年度は、107事業が対象です。

◆評価の流れ

事業を担当する職員が事業の目的・現状を調書に記載、所属課長は担当者を交え、評価を行います。



調書内容に基づき、所属部長が評価を行います。



所属部長・所属課長の評価をもとに、事業の方向性を決定し、事業改善を図ります。

◆所属部長評価結果

- A評価（事業継続）……………66事業
- B評価（経費削減に努め事業継続）……………40事業
- C評価（事業縮小・再構築の検討）……………0事業
- D評価（事業廃止・凍結の検討）……………1事業

2 行政外部評価委員会(町民目線で事業を審議し、改善案等を提言する委員会)

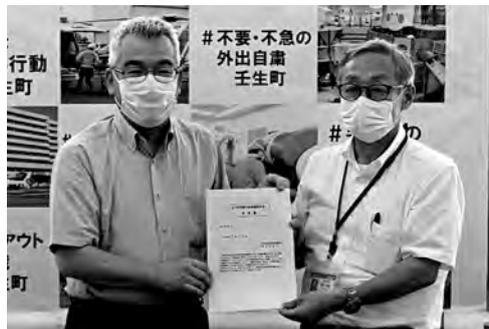
対象事業から8事業を選定し、町民の代表等から構成される壬生町行政外部評価委員会で、町民目線での審議及び改善に向けた提言をいただきました。

◆委員構成（8名）

中村祐司 会長（宇都宮大学教授）、町民代表7名

対象事業（8事業）

- 広報発行事業 子育て支援センターつばめ管理運営事業 介護サポート24サービス事業
- コミュニティ活動助成事業 中小企業融資制度事業 浄化槽設置補助事業
- 小規模特認校設置事業 総合型地域スポーツクラブ事業



3 行政内部評価委員会(町長を中心とした、今後の事業方針を決定する委員会)

行政外部評価委員会からの提言に基づき、事業担当課が改善案を作成し、町長が委員長を務める壬生町行政内部評価委員会で、今後の事業方針等について審議しました。

◆委員構成（9名）

町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者、教育次長

今後の事業方針は、次頁になります。

番号	事業名（課・係名）	決定方針 内容
1	広報発行事業（総合政策課情報広報係）	<p>情報環境の変化に留意し、町政に関する必要な情報を迅速に届けるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広報紙だけでなく、公式ウェブサイトやSNS等を活用し、町民へ町の情報をしっかり伝達できるよう対応します。 ■ ネット環境が拡大していることも考慮し、将来的な経費削減に繋がるよう、配付部数の削減以外にも様々な角度から事業を検討します。
2	子育て支援センターつばめ管理運営事業（こども未来課子育て支援センターつばめ）	<p>利用者の状況把握に努め、適正な運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 虐待等の早期発見に繋がるよう、関係機関と連携し、適切な支援が行えるよう職員の資質向上に努めます。 ■ アンケートを実施し、利用者の声を聴きながら、地域や子育て支援グループとの協働事業の実施について検討します。
3	介護サポート24サービス事業（健康福祉課高齢福祉係）	<p>家族の介護ストレスや介護離職防止としての利用増加に繋がるよう、これまで以上に事業の周知を徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広報紙に掲載するだけでなく、地域包括支援センターと連携し、高齢者宅への訪問時や高齢者団体等へ周知します。 ■ 緊急時でも利用できる点もふまえ、制度利用の推進を検証します。 ■ 利用者の心身状況に応じた本制度と介護保険制度の利用を含め、利用者に適した制度利用と支援体制を整備します。
4	コミュニティ活動助成事業（生活環境課まちづくり推進係）	<p>コミュニティ推進協議会に期待される役割を把握し、地域コミュニティの活性化に不可欠な活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ センターの建て替え等を行う場合には、規模や構造など地域住民のニーズ調査を実施し、コミュニティの方向性を示したうえで建て替え等を検討します。 ■ 協働のまちづくりを推進するにあたっては、協議会と連携を図りながら、コミュニティの存在意義を明確にし町として適切な支援を行います。
5	中小企業融資制度事業（商工観光課商工振興係）	<p>町内中小企業の振興を図るため、制度の周知に努め、町内金融機関や商工会と連携しながら活用いただけるよう取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 融資のご案内チラシの関連機関等への配布やウェブサイト等を活用しながら、さらなる周知に努めます。 ■ ハンドブックや企業へ配信しているニュースレターを活用し、事業者が気軽に相談できる体制の強化を図ります。
6	浄化槽設置補助事業（下水道課業務係）	<p>単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進し、公共用水域の水質汚濁の防止並びに生活環境の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 転換促進の周知については、順次、地域別にチラシの配付及び戸別訪問を行います。 ■ 設置や工事費用の補助を実施しているため、今後とも、制度活用の促進に努めます。 ■ 浄化槽台帳の整備が法で定められたことから、関係機関と連携し整備を推進していきます。
7	小規模特認校設置事業（学校教育課学校教育係）	<p>小規模特認校の魅力を発掘・発信しながら、地域と協力し、核となる充実した教育環境の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 少人数を生かした教育活動に取り組む「羽生田小学校」にしかできない“オンライン”としての魅力・良さのPRに努めます。 ■ 町内全域が学区となるため、様々な地域から通学できるよう、町の公共交通機関の在り方も視野に入れながら関係部署と連携の上検討します。
8	総合型地域スポーツクラブ事業（スポーツ振興課振興係）	<p>町民の健康増進を図るとともに、運営方法を見直しながら会員数の増加を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 多種多様なスポーツの機会を広く町民の方に提供するだけでなく、幅広いニーズに応えるため、より良い指導者を招くなど、教室事業の質を高めるよう取り組みます。 ■ 会員数や参加者の増加を図るため、利用者のニーズを把握するようクラブに対して指導・助言を行っていきます。

令和元年度決算報告

町では、町民の皆様には町財政の状況を知っていただくために、財政状況を公表しています。今回は、令和元年度の町の歳入(収入)と歳出(支出)の決算についてお知らせします。

◆一般会計の決算の概要◆

令和元年度当初予算編成時における地方財政の状況は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方で、社会保障関係費の自然増が見込まれることなどにより、厳しい財源不足が生じている状況でありました。

そのような中で編成された令和元年度の一般会計の当初予算は、基本構想で将来都市像として掲げた「住み続けたい。住んでよかった。」、そして「住んでみたい」と思える町の実現に向けて、知恵と工夫を凝らし、魅力に富んだ予算となるよう努めたところです。

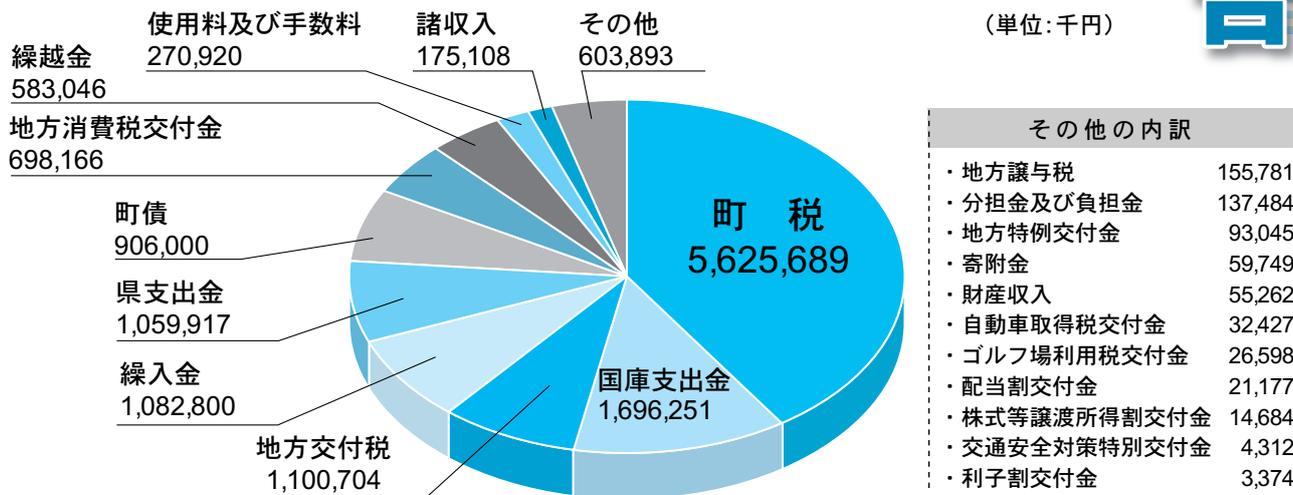
令和元年度の当初予算規模は、13,470,000千円で前年度当初予算額12,540,000千円に対し、930,000千円(前年度対比7.4%)の増加となりました。

また、その後発生した行政需要及び国・県支出金増減などに対応した補正予算第1号から第6号により、859,358千円を増額補正し、平成30年度からの繰越明許費210,745千円及び事故繰越費2,829千円を加えた最終予算現額は、14,542,932千円となりました。

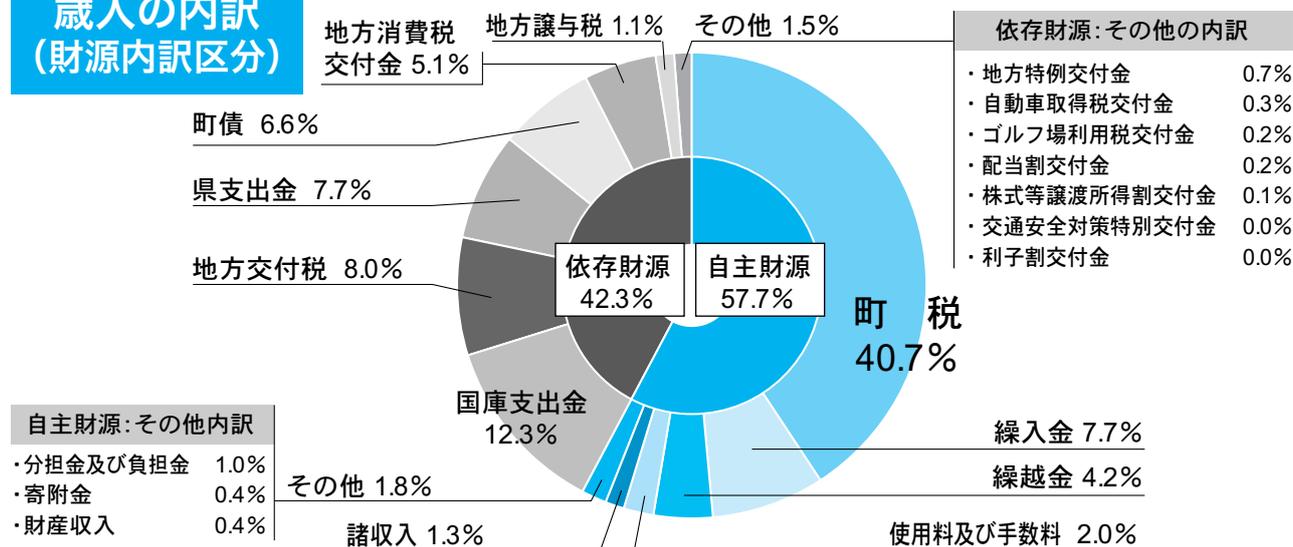
その結果、令和元年度の一般会計決算額は、歳入総額13,802,494千円、歳出総額13,316,985千円となり、前年度に比較して歳入が540,925千円(4.1%)の増額、歳出が638,462千円(5.0%)の増額となりました。

歳入の内訳

合計138億249万4千円



歳入の内訳 (財源内訳区分)

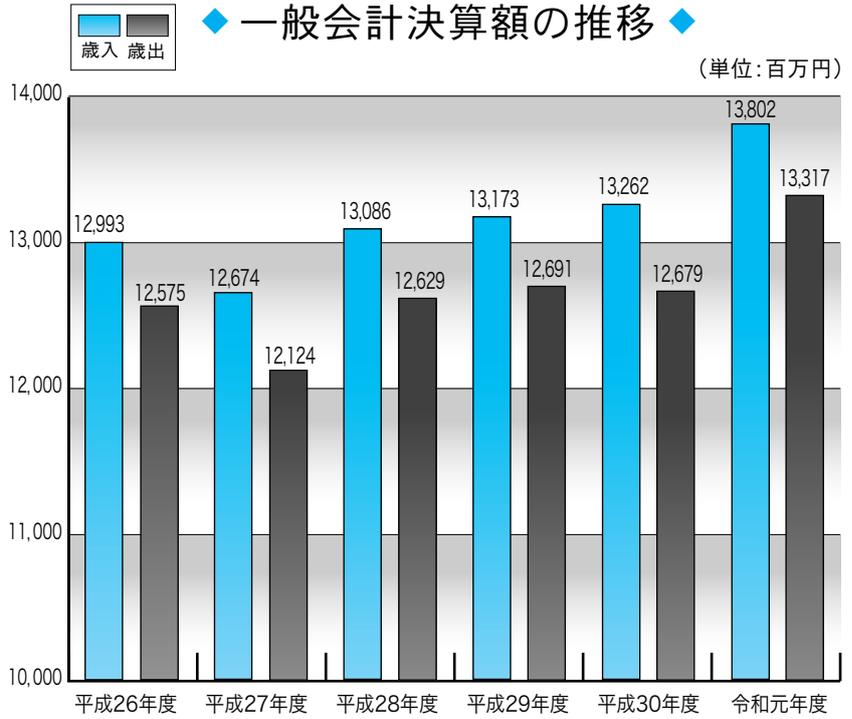


◆ 町民一人(一世帯)当たりの ◆
町税負担額 (単位:円)

税金の区分	一人当たりの負担額	一世帯当たりの負担額
町民税	66,308	161,584
固定資産税	68,200	166,192
軽自動車税	2,617	6,378
町たばこ税	6,367	15,514
都市計画税	6	14
合計	143,498	349,682

R2.3.31現在 住基人口:39,204人
世帯数:16,088世帯

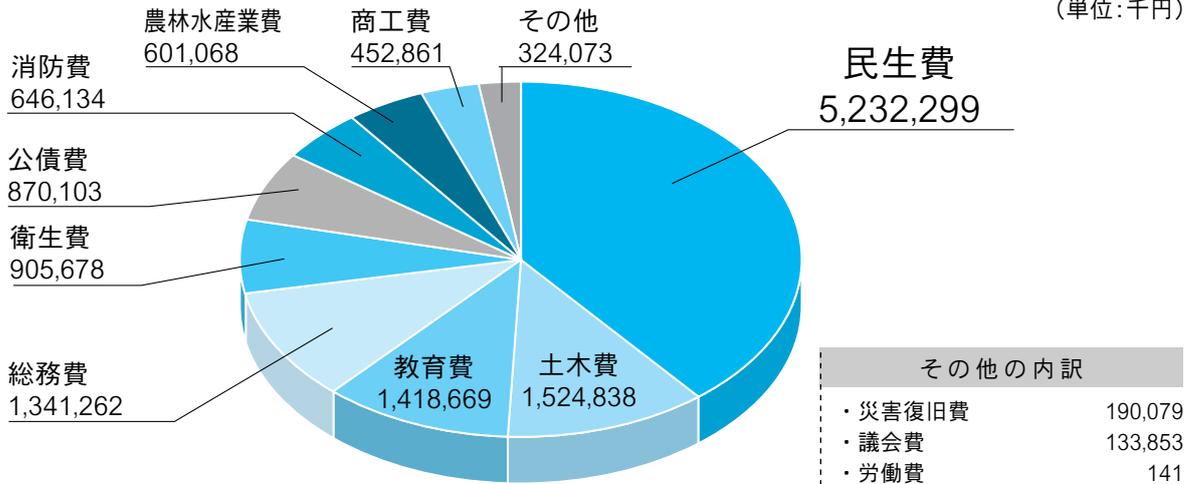
◆ 一般会計決算額の推移 ◆



歳出の内訳

合計133億1,698万5千円

(単位:千円)



歳出の内訳
(性質別経費)

公債費 6.5%
その他1.8%

補助費等 9.7%

人件費 13.5%

投資的経費 15.6%

扶助費 21.5%

繰出金 15.8%

物件費 15.6%

その他の内訳

・積立金	0.7%
・維持補修費	0.6%
・投資及び出資金・貸付金	0.5%

◆ 特別会計の決算状況 ◆

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険特別会計	44億1,947万3千円	43億9,184万2千円	2,763万1千円
公共下水道事業特別会計	14億9,456万4千円	12億3,039万9千円	2億6,416万5千円
奨学資金特別会計	285万円	285万円	—
介護保険事業特別会計	30億6,660万2千円	30億7,950万2千円	△1,290万円
農業集落排水事業特別会計	3億9,885万4千円	3億3,699万8千円	6,185万6千円
後期高齢者医療特別会計	4億5,295万1千円	4億5,002万6千円	292万5千円

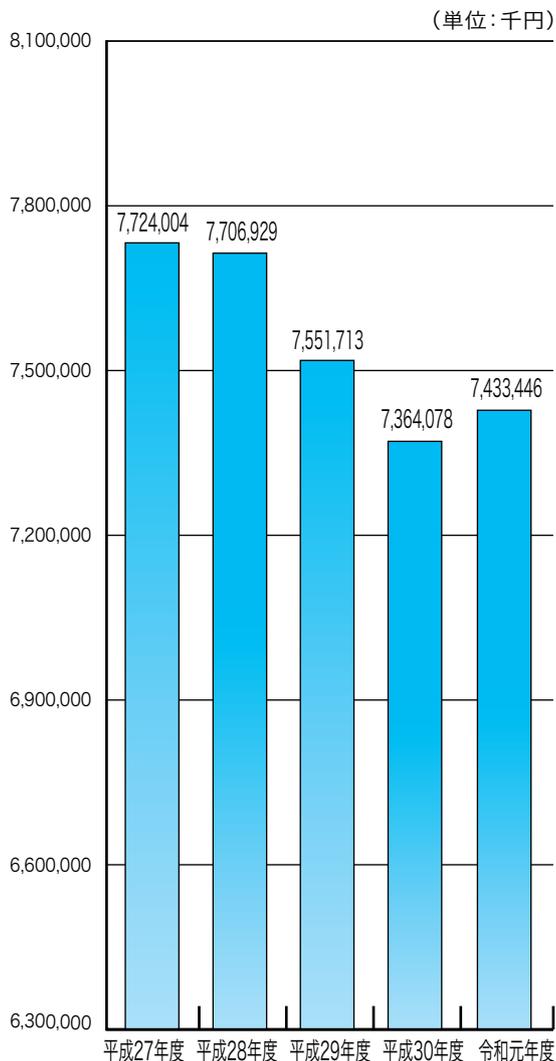
公共下水道事業および農業集落排水事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、それぞれの残額は同法の規定による特別会計へ引き継いでおります。

◆ 水道事業会計の決算状況 ◆

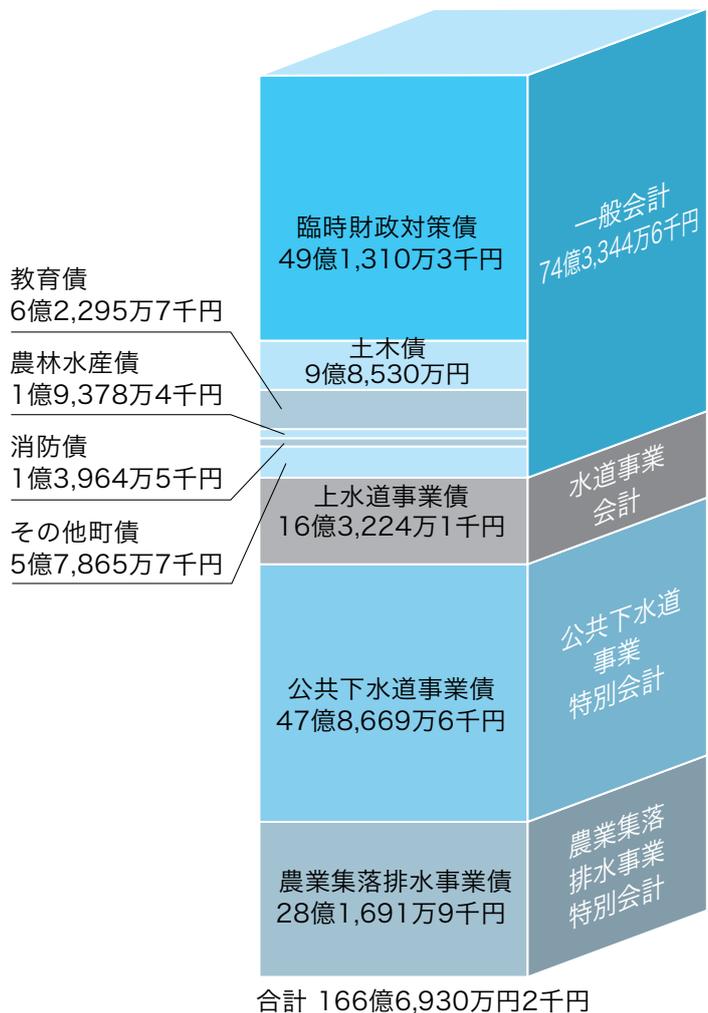
収益的収入	収益的支出	特別損失	純利益
6億5,943万1千円	4億7,623万7千円	31万3千円	1億4,693万7千円
資本的収入	資本的支出	※収支不足額	
2億3,735万円	6億9,904万6千円	4億6,169万6千円	

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

◆ 地方債現在高の推移(一般会計分) ◆



◆ 地方債現在高(令和元年度末現在) ◆



壬生町の財産

町有財産

町の所有に属するあらゆる財産のことで、土地や建物・有価証券などの公有財産、特定の目的のために積立や運用を行う基金、金銭の給付を目的とする町の権利である債権、町が使用するために保管している備品や消耗品などがあります。

主な財産は次のとおりです。



基金

49億9,684万5千円

町が条例に基づき設置するもので、ある目的のために財産を維持し、資金を積立てるための基金と、定額の資金を運用するための基金の2種類に大別されます。

財政調整基金 9億3,925万9千円

年度間の財源のバランスをとることを目的とした積立金で、ある年度に税金の収入が大きく減少したり、災害の発生により突発的な支出が生じる場合などに備えて、決算剰余金が生じた年度などに積み立てておく基金です。

減債基金 5億1,766万1千円

町の借金である地方債の返済に充てることを目的とし、地方自治法に基づいて設置されている基金です。この基金により、収入の減少があっても計画的に地方債の返済を行うことができます。

庁舎建設基金 15億1,582万3千円

ある目的のために資金を積立てる基金の一つで、庁舎の建設資金に充てるために設置されています。

土地

1,619,317.05㎡

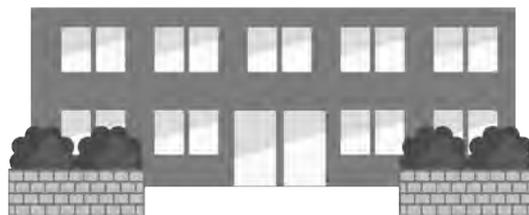
主なものとしては、総合公園、聖地公園、各小中学校の敷地、総合運動場などがあります。



建物

156,330.50㎡

主なものとしては、役場庁舎、清掃センター、おもちゃ博物館、町営住宅、各小中学校の校舎、中央公民館などがあります。



出資による権利

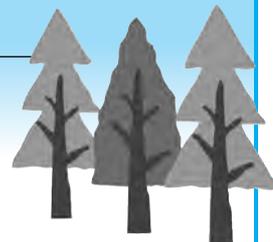
3,827万8千円

公有財産の一つで、公益法人や株式・有限会社等の出資又は出えんに伴う町の権利のことで、財団法人等に対する出えん金も含まれています。

並木杉

1本

特別天然記念物である日光杉並木街道を保護するため、平成10年度よりオーナーになっています。



令和元年度の主な事業実績 (一般会計)

●議会費 133,853千円

議員研修事業	443千円
議会だより発行事業	1,266千円

●総務費 1,341,262千円

庁舎維持管理事業	28,373千円
デマンドタクシー“みぶまる”運営事業	8,740千円
スポーツライミング普及促進事業	1,335千円
防犯灯新設事業	238千円
防犯カメラ維持管理事業	36千円
いきいきふれあい応援事業	7,497千円
町民活動支援センター運営事業	711千円
壬力UPボランティア活動支援事業	423千円
新庁舎建設事業	83,236千円

●民生費 5,232,299千円

国民健康保険特別会計繰出金	488,621千円
後期高齢者医療費	342,127千円
後期高齢者医療特別会計繰出金	100,705千円
介護サポート24サービス事業	2,106千円
介護保険事業特別会計繰出金	475,895千円
障害者自立支援給付事業	675,346千円
障害児通所給付事業	89,324千円
子どものための教育・保育給付事業	1,162,354千円
放課後児童健全育成事業	91,762千円
子育て支援センターつばめ改修等工事	22,412千円
放課後児童クラブ施設整備事業	86,183千円
児童手当扶助事業	593,967千円
子育て応援クーポン配布事業	2,511千円
幼児教育・保育無償化事業	2,974千円
こども医療費助成事業	147,372千円

●衛生費 905,678千円

健康長寿のまちづくり推進事業	786千円
働き盛り健康宣言事業	88千円
不燃・粗大ごみ等中間処理業務委託事業	84,721千円
清掃センター改修等工事	69,659千円

●農林水産業費 601,068千円

農業構造改革対策事業	16,543千円
地域特産物推進事業	1,016千円
農業災害対策特別措置補助事業	577千円
下稲葉地区圃場整備推進事業	82,299千円
農業集落排水事業特別会計繰出金	288,452千円
災害復旧補助事業	18,639千円

●商工費 452,861千円

中小企業融資制度事業	68,028千円
産業振興奨励事業	248,200千円
ブランド推進事業	2,601千円
おもちゃ博物館維持管理事業	34,851千円

●土木費 1,524,837千円

町道修繕事業	183,144千円
二級町道53号	154,107千円
六美町北部土地区画整理支援事業	194,314千円
冠水軽減対策事業	4,072千円
公共下水道事業特別会計繰出金	394,659千円
みぶハイウェーパーク維持管理事業	39,207千円

●消防費 646,134千円

消防団員募集事業	242千円
災害対策事業	4,201千円
避難所通信環境整備事業	4,521千円

●教育費 1,418,669千円

小学校施設改修等工事	97,084千円
中学校施設改修等工事	96,894千円
全国藩校サミット事業	1,532千円
ゆうがおマラソン開催事業	6,794千円
栃木県郡市町対抗駅伝競走大会出場事業	732千円

●災害復旧費 190,079千円

農業用施設災害復旧事業	20,933千円
農地災害復旧事業	34,958千円
道路橋梁災害復旧事業	95,953千円
公園施設災害復旧費	23,565千円
保健体育施設災害復旧事業	14,670千円

平屋専門店

毎日相談会実施中! 定休日(水曜日)は除く

ホーデリーホーム

〒321-0158 宇都宮市西川田本町1丁目6-3

TEL:028-612-2878

◎壬生町内で働きませんか。人材を募集しております。未経験者OK

広報を見たとお気軽に連絡ください。☎0285(23)9806 担当 荒川

《お任せください》

皆様の暮らしを守ります

- 壬生町水道施設維持管理業務
- 壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 43年の実績

本社：〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南2-1-8 恵比須OTビル6階
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市城東1-1-32-102

令和元年度 健全化判断 比率等の状況



平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）の公表が義務付けられました。さらに、平成20年度決算から早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準を超える団体は財政健全化計画等の策定が義務付けられ、早急に財政の改善に取り組むこととなりました。

ここでは、令和元年度決算に基づく町の健全化判断比率等の状況をご報告いたします。

健全化判断比率

項目	数 値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.74	20.00
連結実質赤字比率	—	18.74	30.00
実質公債費比率	6.4	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

*「—」は赤字を生じていない等のため、数値は該当なしを表しています。

資金不足比率

公営企業(特別会計)	数 値	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

*「—」は資金不足を生じていないため、数値は該当なしを表しています。



用語の説明

実質赤字比率 …………… 一般会計等(普通会計)の実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率 …………… 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率 …………… 一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率 …………… 地方債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率 …………… 公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率

早期健全化基準 …………… 数値がこの基準以上になると財政健全化計画(経営健全化計画)(経営健全化基準)の策定が義務づけられ財政の改善に取り組むこととなります

財政再生基準 …………… 数値がこの基準以上になると財政再生計画の策定が義務づけられ確実な財政の再生に取り組むこととなります

栃木県知事選挙

投票日

11月15日(日) 午前7時～午後8時

【期日前投票】10月30日(金)～11月14日(土)の午前8時30分～午後8時まで

栃木県知事選挙における新型コロナウイルス感染症対策について

壬生町選挙管理委員会では、栃木県知事選挙における投票所内での感染予防のための対策に取り組んでいます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

選挙管理委員会が行う感染予防対策

- 投票所にアルコール消毒液を設置します。記載台・鉛筆などは定期的に消毒を行います。
- 選挙係員・投票立会人は、マスクを着用、投票所は換気を行います。

皆様へのお願い

- 投票所へお越しの際は、マスクの着用や咳エチケットの徹底をお願いします。
- 帰宅後は手洗い、うがいを行ってください。
- 周りの人と一定の距離を保つようお願いします。
- ご持参いただいた鉛筆やシャープペンシルで投票用紙に記入することができます。
- 投票所の混雑緩和のため、期日前投票も積極的にご利用ください。



明るい選挙のイメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

郵送されます。)

- もし、お手元に届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付にてお申し出ください。

3 期日前投票について

- 投票日当日(11月15日)に仕事、外出、冠婚葬祭などの理由で投票所に行くことができない場合、期日前投票をすることができます。
- 投票所入場券を持参して期日前投票所へお越しください。
- 現在の新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、期日前投票を行うことができる事由となります。

期日前投票宣誓書事由は、「6」に○をしてください。

(6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難。)

生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
性別	男・女			
選挙	栃木県知事選挙			
事由	投票日に投票できない理由として該当する事由を1つ○で囲んでください。 1 仕事・学業・冠婚葬祭・地域行事役員・その他() 2 投票区域外への旅行・外出・滞在等 3 病気・負傷・出産等 4 交通至難の島等に滞在 5 住所移転のため、他の市区町村に居住 6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難			

1 投票できる方

- 令和2年7月28日以前から引き続き壬生町の住民基本台帳に登録されている方
- 令和2年11月16日現在で、満18歳以上(平成14年11月16日までに生まれた方)の日本国民

★令和2年7月29日以降に壬生町へ転入の届出をした方

1 県内の他市町村から転入された方

今回の栃木県知事選は、前住所地で投票することができます。

投票には市町長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書」の提示又は引き続き県の区域内に住所を有することについての確認ができる、住民票の写し、戸籍の附票の写しが必要となります。

証明書は、壬生町役場または前住所地の市役所(町役場)で無料で発行します。

※期日前・不在者投票をする場合でも、「証明書」等を提示していただく必要があります。

2 県外の市区町村から転入された方

今回の栃木県知事選挙の投票はできません。

2 投票所入場券

- 投票所入場券は告示の日(10月29日)後速やかに郵送いたします。

1枚のはがきで世帯2名分までの入場券となっています。(世帯が3名以上であれば、2枚以上のはがきが

6 不在者投票

○病院や老人ホームなどに入院等している方

病院や老人ホームなど都道府県選挙管理委員会が指定した施設に入院、入所中であれば、不在者投票をすることができます。

町内では「獨協医科大学病院」「介護老人保健施設みなと荘」「特別養護老人ホーム しもつけ荘」が指定施設になっています。病院（施設）長に不在者投票をしたい旨を申し出てください。町外の病院等で不在者投票をされる方は、お早めに病院（施設）長に申し出るようにしてください。

○郵便などで投票をする場合（自宅などでの投票）

身体障害者手帳や介護保険の被保険者証等をお持ちになっている方のうち、一定の要件に該当する方は、自宅で投票用紙に記入し郵送することができます。

この場合には、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けている必要があります。また投票用紙等の請求は11月11日（水）までに必着となりますので、お早めに壬生町選挙管理委員会までお問い合わせください。

○出張や旅行先など、町外に滞在している方

選挙期間中に出張や旅行などで壬生町以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会
で不在者投票をすることができます。事前に投票用紙等を請求する必要がありますので、お早めに壬生町選挙管理委員会までお問い合わせください。

7 選挙公報

候補者の政策などが掲載された選挙公報を新聞に折込んでお配りする予定です。また、告示日以降町公式ウェブサイトにも掲載しますのでご確認ください。

8 開票

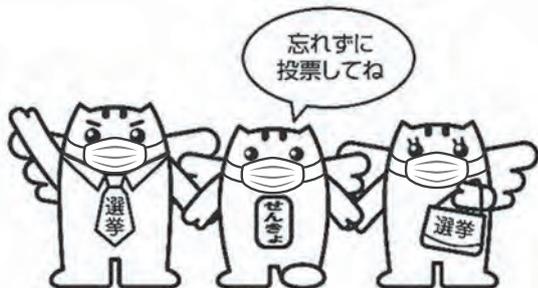
開票所 壬生中央公民館（中ホール）

日時 11月15日（日）午後9時から

※開票所及び町公式ウェブサイトで、定時に候補者ごとの得票数の中間速報を行います。

9 お問い合わせ

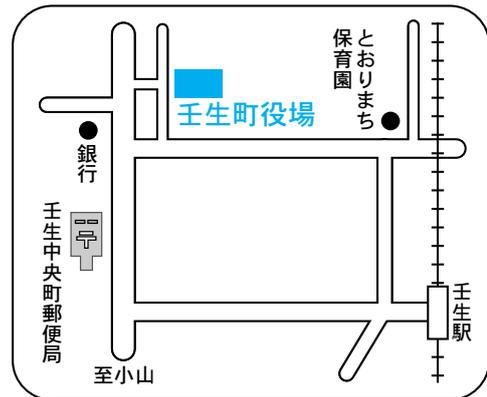
壬生町選挙管理委員会 ☎(81) 1 8 0 7



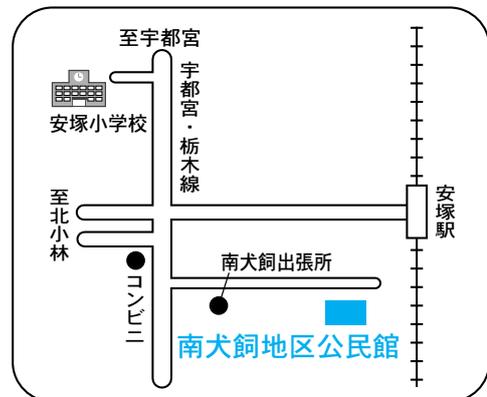
4 期日前投票の時間と場所



場所 ① 壬生町役場 ひばり館



② 南犬飼地区公民館



どちらでも期日前投票ができます！

期間／10月30日（金）～11月14日（土）

時間／午前8時30分から午後8時まで

※投票日当日（11月15日）と時間が異なりますのでご注意ください。

※投票所入場券の裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」を、あらかじめ記入してお持ちいただくと、受付の手続きが早く済みます。

5 代理投票

○体が不自由等で投票用紙に記載できない方は投票所で係員にお申し出ください。

○投票所の係員が本人に代わって本人の指示通りに投票用紙に記入いたします。投票の秘密は堅く守られます。

投票所のおしらせ



第1投票所 壬生町役場

第2投票所 壬生中央公民館

第3投票所 旭町公民館

第4投票所 藤井中央公民館

第5投票所 生涯学習館

第6投票所 稲葉地区公民館

自治会

釜方洲・原坪・鹿島

下馬木(稲葉)・下町・上町

本郷・松原

東原・鯉沼・福和田

第7投票所 羽生田集落センター

第8投票所 壬生北小学校

自治会

北小林

上田

助谷・助谷原

中泉

第9投票所 南犬飼地区公民館

第10投票所 上長田公民館

第11投票所 おもちゃ団地協同組合厚生会館(ゆうゆ館)

第12投票所 獨協医科大学創立30周年記念館アリーナ

第13投票所 壬生町児童館

緑町一丁目・緑町二丁目・緑町三丁目・緑町四丁目
若草・虹の杜・獨協医大職員寮にお住まいの皆さまへ
～投票所変更のお知らせ～

令和2年11月15日執行予定の栃木県知事選挙では、
新型コロナウイルス感染症予防のため、投票場所が変更になります。
獨協医科大学看護学部棟

今回 獨協医科大学創立30周年記念館アリーナ

※投票所の駐車場も変更となりました。
投票にお越しの際は、ご注意ください。

投票所入場券は告示日
(10月29日)以後に発送
します。

郵便事情により、お手
元に届くまで2～3日か
かる場合もあります。あら
かじめご了承ください。

インフルエンザ予防接種時期ご協力のお願い

65歳以上の方の優先接種にご協力ください。

65歳以上の方以外は10月26日以降の接種をお願いします。詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。



令和2年度の生後6か月以上65歳未満の方の インフルエンザ予防接種費用助成について



- 対象者 町内に住民票がある方で・生後6か月以上65歳未満の方
- 実施期間 令和2年10月1日～令和3年2月28日まで
- 実施場所 町内は委託医療機関（下記参照）
※予約してお受け下さい。接種当日は必ず健康保険証又は母子健康手帳、こども医療費受給資格者証をご持参ください。
- 助成費用 ・生後6か月～13歳未満…1回の接種につき2000円を年度内2回まで助成
・13歳以上65歳未満…1回の接種につき1000円を年度内1回助成
接種費用から助成金額を差し引いた額を医療機関に直接お支払いください。
- その他 流行前(12月中旬頃まで)に受けることが望ましいです。対象者に対しての個別通知はありません。なお、町外医療機関でお受けになる場合も、町内接種と同様に助成しますが、償還払いとなります。助成金の請求期間は、接種した日から1年以内となります。申請の際は、母子健康手帳又は予約票の写し、領収書、印鑑、振込先の通帳をお持ちのうえ、役場こども未来課、健康福祉課までお越しください。申請書は壬生町公式ウェブサイトからもダウンロードできます。申請は郵送でも受付けています。
- ◎問合せ こども未来課母子保健係 ☎(81)1887 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885

令和2年度高齢者の インフルエンザ予防接種費用助成について



- 対象者 町内に住民票がある方で
・接種時に満65歳以上の方（昭和30年12月31日までに生まれた方）
・満60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある方で身体障害者手帳1級を保持する方
- 実施期間 令和2年10月1日～令和3年2月28日まで
- 実施場所 県内の委託医療機関（町内は別紙医療機関）
※予約してお受け下さい。接種当日は必ず健康保険証をご持参ください。
なお、施設入所者等で、町内の医療機関での接種が困難な方は下記までお問い合わせください。
- 費用 自己負担額1,300円（期間内1回のみ助成）
生活保護受給世帯の方は費用を助成します。接種前に必ず町健康福祉課健康増進係に申請してください。
- その他 流行前(12月中旬頃まで)に受けることが望ましいです。対象者に対しての個別通知はありません。
- ◎問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885

医療機関一覧表 (50音順)

医療機関名	電話番号	6か月～65歳未満(任意)インフルエンザ	高齢者インフルエンザ(定期)	医療機関名	電話番号	6か月～65歳未満(任意)インフルエンザ	高齢者インフルエンザ(定期)
あかりこどもクリニック	81-0001	○	○	島田医院	86-0011	○	○
荒川内科クリニック	86-0501	○	○	陣内医院	82-0242	○	○
石田消化器科・内科クリニック	82-7877	○	○	高橋とおるクリニック	25-5881	○	○
大久保クリニック	81-0880	○	○	武田整形外科	86-1573	○	○
大橋内科クリニック	82-8522	○	○	多島外科胃腸科	82-7500	○	○
小倉医院	82-0057	○	○	田辺耳鼻咽喉科	82-7711		○
おもちゃのまち内科クリニック	86-1517	○	○	とうかいいりん整形外科	86-3148	○	○
かとう小児科	82-7576	○	○	にしゃま内科クリニック	86-6000	○	○
木村婦人科医院	82-6136	○	○	はしもとクリニック	21-7300	○	○
グリーンクリニック	86-3966	○	○	福井セントラルクリニック	86-6624	○	○
クララクリニック	83-1311	○(妊婦のみ)		前原医院	82-0141	○	○
小林内科クリニック	86-8039	○	○	松本内科医院	82-2002	○	○
佐藤医院	86-0123	○	○	壬生東診療所	82-5800		○

お願い7つの

1 重複受診はやめましょう

重複受診をすると、病院の数だけ初診料が重なり患者本人の負担が増えることはもちろん検査や処置も増え、体への負担だけでなく、医療費が増える要因となります。



2 生活習慣を見直そう

生活習慣病が重症化すると、脳卒中・心臓病・腎臓病（透析）などの合併症を引き起こし、莫大な医療費が発生します。食事や運動など、できることから予防を心掛けましょう。

4 時間外受診はやめましょう

緊急の場合以外は、診療時間内の受診を心がけましょう。時間外診療は、割増料金がかかると同時に、急病者の治療に支障をきたす場合もあります。体調を崩した際の対応を事前に確認しておきましょう。

6 ジェネリック医薬品を活用しよう

ジェネリック医薬品とは、新薬と同等の品質と認められている後発医薬品のことを言います。テレビコマーシャル等で耳にしたことはあると思いますが、まずは、医師や薬剤師に相談しましょう。

※ジェネリック医薬品が未開発の場合や扱っていない病院や薬局もありますので確認してみましょう。



3 薬の用量・用法を守りましょう

体調や病状の管理に薬はとても頼りになる存在ですし、治療には必要不可欠です。しかし、用量や用法を守らないと、薬の効果が半減する、副作用が起こるなどの心配もあります。必要量以上の薬を要求しないようにしましょう。

5 特定健診を受けよう

国保被保険者で、40歳～74歳の方が対象となり、無料で受けられます。自分の体を知ることが健康への第1歩です。ぜひとも健診を受けましょう。健診を受けると保健師や専門の栄養士から健康指導を受けられる場合があります。

※75歳以上の方については、「後期高齢者健診」があります。

7 柔道整復師の適正受診

骨折、脱臼、打撲、捻挫などの身体の症状改善のための治療ではなく、日頃の疲れやスポーツ後のコリなどを癒すためのマッサージは、健康保険の対象にならない場合があります。

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げに伴い、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

新たに対象となる方には、10月中旬頃に日本年金機構から請求手続きに必要な書類が送付されます。

◎年金の種類（老齢・障害・遺族）によって支給要件が異なります。

【老齢年金生活者支援給付金】<①~③の要件をすべて満たした場合>

支給要件

- ①65歳以上で老齢基礎年金を受給している方
- ②世帯全員の市町村民税が非課税の方
- ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,900円以下の方

給付額（AとBの合計額）

A 保険料納付済期間に基づく額（月額） $5,030円 \times \text{保険料納付済期間} / 480\text{月}$

B 保険料免除期間に基づく額（月額）

・ $10,856円 \times \text{保険料免除期間（全額・3/4・半額免除）} / 480\text{月}$

・ $5,428円 \times \text{保険料免除期間（1/4免除）} / 480\text{月}$

例 I 納付済月数が420カ月、全額免除月数が0カ月の場合

㊦ $5,030円 \times 420 / 480\text{月} = 4,401円$

㊧ $10,856円 \times 0 / 480\text{月} = 0円$

合計 ㊦ 4,401円 + ㊧ 0円 = 4,401円（月額）

例 II 納付済月数が60カ月、全額免除月数が240カ月の場合

㊨ $5,030円 \times 60 / 480\text{月} = 629円$

㊩ $10,856円 \times 240 / 480\text{月} = 5,428円$

合計 ㊨ 629円 + ㊩ 5,428円 = 6,057円（月額）



【障害年金生活者支援給付金】<①②の要件を満たした場合>

支給要件

- ①障害基礎年金を受給している方
- ②前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円」以下の方

給付額 ●障害等級2級：5,030円（月額）

●障害等級1級：6,288円（月額）

【遺族年金生活者支援給付金】<①②の要件を満たした場合>

支給要件

- ①遺族基礎年金を受給している方
- ②前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円」以下の方

給付額

●5,030円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,030円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

◎問合せ

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165

受付時間 月曜日 午前8：30～午後7：00

火～金曜日 午前8：30～午後5：15

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7時まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12/29～1/3はご利用できません。

※お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください

パスポート申請及び受取りに関するお知らせ

パスポートの申請や受取りは壬生町役場本庁舎で！

① 壬生町で申請及び受取りができる方

- ・住民登録地が壬生町の方
 - ・栃木県外に住民登録をしているが、学業や単身赴任等の事情で壬生町に居所がある方
- ※居所に居住していることを証明する書類が必要です。居所申請についてご不明な点は、窓口や電話等でお気軽にお問い合わせください。



② 申請及び受取り窓口と受付時間

申請及び受取り窓口：壬生町役場 住民課パスポート窓口

(※申請及び受取りは、南犬飼出張所・稲葉出張所では取り扱っておりません。)

申請書は南犬飼出張所・稲葉出張所にもご用意がございます。)

受付時間：午前8時30分～午後5時

(※パスポートの受取りは月曜日のみ午後7時まで)

※土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12月29日～1月3日)は除きます

③ 申請から受取まで

申請から受取まで6日間(※土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12月29日～1月3日)は含まれません)かかります。

申請に必要なものは、壬生町公式ウェブサイトまたは外務省ホームページをご覧ください。また、ご自宅のパソコン等から、画面案内に従い、必要事項をブラウザから入力して作成した申請書(届出書)をPDF形式でダウンロードし印刷して使用することも可能です。詳しくは外務省ホームページをご確認ください。

◎問合せ 住民課 ☎(81)1824

統計調査員をしてみませんか！

壬生町では、国が実施する各種統計調査の調査活動にあたっていただく統計調査員登録者を募集しています。ご興味のある方はぜひご連絡ください。

統計調査員の主なしごと

- 調査員事務説明会に出席
 - 調査関係書類(名簿、地図など)の作成
 - 調査対象者(世帯、会社等)への「調査票」の配付と記入依頼
 - 「調査票」の回収及び点検
 - 「調査票」の整理及び提出
- ※基本的に徒歩または自転車での調査活動が可能な範囲でご依頼します。

統計調査の依頼

- 町では常時、統計調査員登録者を募集しています。各種統計調査実施毎に調査員登録者の中から依頼をします。※登録・選考の要件あり。

統計調査員の身分・報酬

- 調査の都度任命される「非常勤の公務員」です。
- 任命期間は、おおむね2ヶ月程度ですが、調査によっては1年を超えるものもあります。
- 報酬額は調査により異なりますが、おおむね月額2～3万円程度です。



◎問合せ 商工観光課統計係 ☎(81)1846

ブロック塀等の撤去費補助制度について

目的

平成30年に発生した大阪府北部地震でのブロック塀倒壊事故を受け、住民の安全確保を目的に、倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費を助成します。

補助内容

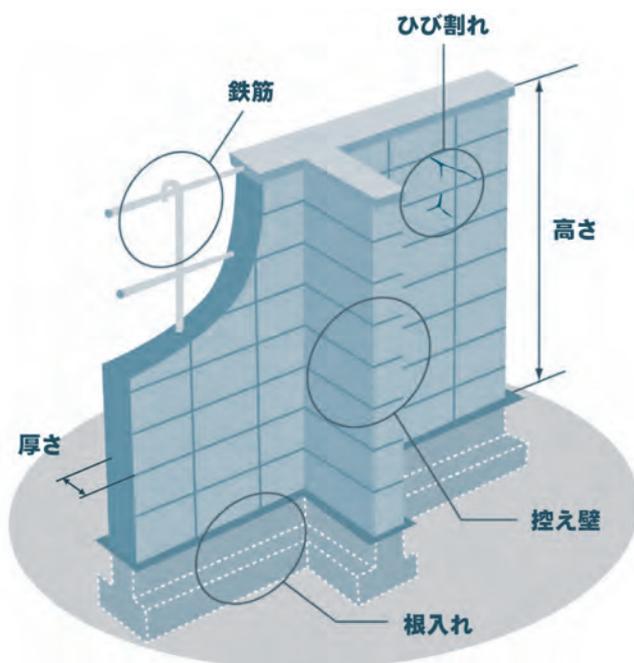
ブロック塀等の点検チェックポイントでひとつでも不適合があるブロック塀等の撤去費を最大10万円補助します。

- 対象地区
- ・指定避難所周辺
 - ・用途地域内
 - ・各小学校の通学路

※補助制度ご利用の際には申請手続きが必要になります。また、詳しい補助の要件等もございますので、事前に町都市計画課へお問合せください。

ブロック塀等の点検チェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会2013.1より一部改

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁顶部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

◎問合せ 都市計画課 ☎(81)1853

安全と安心を提供する まごころサービス

鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター

新車・中古車販売 くるま市店

オートサービス安塚給油所

サイクル&モーターショップ

鈴木自動車販売株式会社

スズキ販売壬生

スタンドスズキ

鈴木輪業

壬生町安塚1170-6

壬生町安塚793-18

壬生町安塚874-3

壬生町安塚1935

TEL:(86)0798

TEL:(86)3188

TEL:(86)0368

TEL:(86)0012

FAX:(86)0903

FAX:(86)3172

FAX:(86)0368

FAX:(86)0903

フリーダイヤル（通話料 当社負担）0120-12-0798

催し・講座

第72回壬生町二十歳の集い(成人式)のご案内

- 日時 令和3年1月10日(日)
- 受付 午前9時～9時45分
式典(映像のみ)・記念写真撮影等 午前10時～正午
- 会場 壬生中学区(町総合運動場体育館)、南犬飼中学区(南犬飼中体育館)
- ※ご来場は送迎又は乗り合わせでお願いします。
- 実施方法 会場を中学校区ごとに分散して開催すると共に、式典等は映像のみで行います。
- 事前に参加者や恩師の皆さまよりメッセージをいただきます。当日、会場で上映します。新型コロナウイルスの感染状況により、会場での開催が不可能となった場合は、映像の配信のみ実施します。
- 対象者 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方
- 案内状 9月上旬に「案内

はがき」を郵送しています。(7月20日現在で町内に住民登録をしている方)

※町内に住民登録をしていない方で、本町での成人式に出席を希望する場合はご連絡ください。

〈申出事項〉氏名、生年月日、住所、電話番号、世帯主名、卒業した中学校名

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から一部実施方法を変更する場合があります。

◎問合せ 生涯学習課生涯学習係 ☎(81) 1873 FAX (82) 0935

E-mail: gakusyu@town.mibu.tochigi.jp

傾聴ボランティア養成講座受講生募集!

○講師 傾聴ボランティアハピネス代表 渡邊純子氏

○日時 11月5日(木)、12日(木)、26日(木) 午後1時30分～4時30分

○場所 町保健福祉センター

○対象 傾聴ボランティアに関心がある方※未経験の方も大歓迎!

○申込方法 壬生町社会福祉協議会に来所もしくは電話

○申込締切 10月30日(金)

◎申込・問合せ (福) 壬生町社会福祉協議会 ☎(82) 7899

県南健康福祉センター薬物依存症家族の集い

○日時 11月5日(木) 午後1時30分～3時

○場所 栃木県庁小山庁舎(小山市犬塚3・1・1)

○内容 薬物依存症ってなんだろう? 家族はどう関わったら良いのかわからない: 同じような問題を抱えている他のご家族と一緒に話してみませんか? 初めて参加を希望される方は職員による事前面談があります。まず、お電話でご連絡ください。

◎申込・問合せ 県南健康福祉センター生活衛生課 生活薬事 ☎0285(22)6119 (祝休日を除く平日午前9時～午後5時)

「令和2年度壬生町戦没者並びに消防殉職者合同慰霊祭」中止のお知らせ

毎年10月に開催し、ご参列をお願いしておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止いたします。ご理解の程お願い申し上げます。

◎問合せ 健康福祉課社会福祉係 ☎(81) 1883

令和2年分年末調整説明会の開催中止について

源泉徴収義務者の皆さまを対象に、例年11月に開催している年末調整説明会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本年は開催を中止いたします。

年末調整に関する用紙やパンフレット等は11月上旬に送付する予定です。

なお、用紙は国税庁ウェブサイトでダウンロードができますので、是非ご利用ください。

◎問合せ 栃木税務署 法人課税第一部門 ☎(22) 1805 (ダイヤルイン)

募集

会計年度任用職員募集(税務課)

○職種及び募集人数

一般事務 2名

○業務内容 事務補助
・本庁別館でのパソコンによるデータ入力及び資料整理
・申告会場(稲葉地区公民館、南犬飼地区公民館、城址公園ホール)での受付案内等

○任用期間 令和3年1月15日(金)～3月31日(水)

○勤務時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分

※申告期間中は土曜日出勤あり土曜日出勤の際は代休(令和3年2月20日(土)・3月6日(土))

○給与 月給146,100円(1月は半月分)

社会保険・雇用保険・通勤手当あり

○応募方法 申込書と運転免許証の写しを町税務課まで持参又は郵送

○応募締切 11月27日(金) 午後5時(当日消印有効)

※申込書は町税務課で配布及び町公式ウェブサイトから印刷

○試験内容 書類審査及び面接試験 ※試験日は12月上旬にご連絡(12月中旬予定)

○申込・問合せ 税務課町民係 ☎(81) 1817

お知らせ

水道メーター検針のお知らせ

水道メーター検針を実施します。また、メーター器及びボックスについては、お客様に管理をお願いしています。

○期間 11月1日(日)～10日(火)

○特にご協力いただきたい事項

- ・期間中、犬は出入口やメーターボックスから離れた所につないでおいてください。
 - ・メーターボックスの上には物を置かないでください。(鉄板、資材、植木鉢、車、洗濯機など)
 - ・メーターボックスの中はきれいにしておいてください。(水、砂、泥、ゴミなど)
 - ・家屋の増改築の際は、メーターボックスを見やすいところに設置してください。
- 【宅内漏水にご注意を！】
床下など見えないところで漏水していることがありますので、ときどき水道メーターの確認をお願いします。漏水を発見した場合は、町指定給

水装置工事業者に連絡し、早急に修理をお願いします。(お客様負担)

■放射性物質測定結果

3ヶ月に1度、水道水の放射性物質を測定しています。結果については、町公式ウェブサイトで随時公表されています。なお、放射性物質は検出されておりませんので、安心してご使用ください。

◎問合せ 水道課 ☎(82)2260 (徴収事務受託者 (株)日本ウォーターテックス)

安全でおいしい水を飲むために井戸水の水質検査を実施しましょう

ご家庭で飲み水に使用している井戸は、所有者の方が責任を持って管理しなければなりません。井戸水は、井戸の状況などにより、細菌などで汚染されている場合もあります。おいしい水を飲むために、井戸の点検と水質検査を実施しましょう。

町の上水道が敷設されている地域の方は、毎日安心して水を飲むように、上水道の水を飲用するように水道への加入をお勧めします。

○井戸の周囲は常に清潔にし、おきましよう。

○ポンプなどの設備を定期的

に点検しましょう。

○井戸水の水質検査を専門の機関で年1回以上受けましょう。

《井戸水の水質検査受付窓口》

(社)栃木県食品衛生協会 栃木支部 栃木市神田町6番6号 ☎(22)62006

(事前に電話でお問合せください。検査は有料です。)

【参考】右記以外で栃木県内に本支店等のある水質検査機関

財団法人 栃木県環境技術協会	宇都宮市下岡本2145-13	028-673-9083
株式会社 総研	宇都宮市小幡2-4-5	028-622-9912
平成理研株式会社	宇都宮市石井町2856-3	028-660-1700
株式会社 那須環境技術センター	那須塩原市青木22-152	0287-63-0233

※検査は有料で、検査機関によって料金が異なりますので、直接、事業所にお問い合わせください。

◎問合せ 生活環境課環境保
全係 ☎(81)1834

壬生町シルバー人材センターからのお知らせ

壬生町シルバー人材センター 1会員募集中(入会説明会)

年齢を重ねても、まだまだ元気で働きたい意欲のある60歳以上の皆さん、一緒に働きませんか。新規会員の説明会を開催します。関心をお持ちの方は、説明会にぜひお越しください。

○入会資格

- ・町内在住で原則60歳以上の方
- ・健康で、働く意欲のある方(特別な資格などは必要ありません)
- ・シルバー事業の趣旨を理解し、賛同する方

○日時 11月2日(月)午後1時30分～(1時間程度)

○場所 壬生町シルバーワークプラザ研修室(町テニスコート南西)

○説明会内容 入会資格説明・シルバー事業の趣旨・概要説明・入会申込書の記入方法・質疑

刃物研ぎのお知らせ

長い経験とキャリアの持ち主、元大工さんなどが技と心で研ぎます。

○日時

11月10日(火) 役場本庁舎(駐車場北西側 車庫)

11月17日(火) 南犬飼出張所(入口東側自転車置場)

○時間 午前9時～午後1時

○料金 菜切り包丁300円・出刃400円・剪定ハサミ450円・刈込ハサミ、ナタ500円

※刃こぼれ、サビ落としは、割り増し100円～500円

《共通事項》

◎問合せ (公社)壬生町シルバー人材センター ☎(82)4682 FAX(82)4687

10月は正しい犬の飼い方強調月間です

近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく愛犬と暮らすために次のことを守ってください。

①犬の登録は飼い主の義務です

新しく犬の飼い主になる場合、飼い主は、飼い始めてから30日以内に(生後90日以内の子犬の場合は、生後90日を経過してから30日以内)、町生活環境課窓口で登録の

手続きをしてください。(狂犬病予防法第4条第1項)

登録の際に交付される鑑札は、首輪等につけてください。

○登録手数料 3,000円

②狂犬病予防注射を受けさせましょう

飼い主は、飼い犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。(狂犬病予防法第5条)

町で実施する春と秋の集合注射会場や町内の動物病院で狂犬病予防注射を受けると、注射済票が交付されます。

また、町外の動物病院で予防注射をした場合は、動物病院によって注射済票が交付されるか、または、狂犬病予防注射実施証明書が交付されます。実施証明書が交付された場合は、町生活環境課窓口で注射済票の交付申請の手続きをしてください。

○集合注射費用 3,500円

動物病院での注射代金は、各動物病院にお問合せください。

○注射済票交付手数料 550円

③犬の登録事項が変わったとき

次の事項が変更となった場合は、町生活環境課窓口で変更の届出が必要です。(狂犬病予防法第4条第5項)

- ・犬の所在地
- ・犬の所有者
- ・犬の所有者の氏名または住所

④壬生町で登録している犬が町外に引越するとき

転出先の市区町村(役所・役場)で30日以内に変更の届出が必要です。(狂犬病予防法第4条第4項) 壬生町から交付されている鑑札を転出先の担当課窓口へ提出してください。

⑤他の市区町村で登録している犬が壬生町に引越したとき

町生活環境課窓口にて、転入後30日以内に変更の届出をしてください。(狂犬病予防法第4条第4項) 以前登録していた市区町村から交付を受けた鑑札を必ず提出してください。

⑥犬が死亡したとき

犬の鑑札及び注射済票をご持参のうえ、町生活環境課窓口へ届出をしてください。(狂犬病予防法第4条第4項)

⑦犬を放し飼いしないでください

さい

犬を野外で飼う場合、おりに入れるか鎖等でつなぐなど、必ずけい留しましょう。また、散歩のときは必ず引き綱をつけましょう。(県条例)

⑧散歩中に「ふん」をしたときは必ず持ち帰ること

散歩中に犬が「ふん」をした場合は、飼い主が必ず持ち帰り、適正に処分してください。(県条例、町条例) また、散歩のときはビニール袋やティッシュ、スコップ、水を入れたペットボトルを必ず携帯してください。

⑨飼い犬についての相談窓口は？

栃木県動物愛護指導センター
☎028(684)5458

◆飼い犬が迷子になったとき

◆負傷した犬の保護

◆咬傷事故等について

◎問合せ及び届出窓口 生活環境課 ☎(81)1834

野外焼却(野焼き)はやめましょう

家庭から出るごみや事業所から出るごみは、その種類に関わらず、野外での焼却は禁止されています。

ごみを燃やすとダイオキシンなどの有害物質が発生し、

大気汚染の一因となります。

また、異臭や煙でご近所に迷惑をかけることになり、火災の原因となることも少なくありません。ごみを処分する場合は、一般家庭については、決められた日の朝にゴミステーションへ出してください。また、事業所については、許可業者に処理を委託してください。

どんど焼きなどの風俗習慣または宗教上の行事や、農業を営むうえでやむを得ない軽微な焼却(※)などを除き、野外焼却は認められていませんので、絶対に行わないでください。

※農業用塩化ビニール・ポリエチレン類の焼却は認められていません。

◎問合せ 生活環境課 ☎(81)1834

土砂等の埋立てには許可が必要です

土砂等の埋立て、盛土を行う場合、また、他の場所への搬出を行う目的で土砂等のたい積を行う場合は、土砂等に汚染がないことを確認するため許可申請をする必要がありますので、生活環境課までお問合せください。

○許可が必要となる場合は事業者が、土砂等による土地の埋立て、盛土を行う面積が500㎡以上3,000㎡未満の場合、また、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場合は、町への許可申請が必要になります。

・土砂等とは、土砂及びこれに混入し、または附着したものを言います。

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥は、土砂等には分類されません。

・製品の製造または加工のための原材料のたい積は除外されます。

・埋立て、盛土を行う面積が3,000㎡以上は県の条例の適用を受けますので、小山環境管理事務所(☎0285(22)4309)に確認してください。

○他法令の許可等が必要な場合があります。

○土砂を搬入するときは届出が必要です。

事業者が、許可後、土砂等を搬入するときは、土砂の採取場所ごと、かつ5,000㎡ごとに、「土砂等発生元証明書」及び「地質分析結果証明書(計量証明書)」を添付して「土砂等搬入届」を町に

提出し、搬入する土砂等が汚染されていないものであることを証明する必要がある場合があります。

○完了したときは届出と検査が必要です。

事業者は、土砂等の搬入終了後、町に「完了届」を提出し、水質検査及び地質検査を実施して、土壌汚染がないことを確認する必要があります。

◎問合せ 生活環境課環境保全係 ☎(81)1834

10月は食品ロス削減月間です

国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10月は「食品ロス削減月間」及び同月30日を「ロス削減の日」と定めています。

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことです。国内の食品ロスは、年間約643万トン発生していると推計されています。食品ロスを減らすために次の3きり運動を心掛けましょう。

①料理はおいしく「食べきり」ましょう

料理は残さず、食べきるようにしましょう。また料理は作りすぎず、食べきれぬ量だ

け作るようにしましょう。

②食材は無駄なく「使いきり」しましょう

必要なものを、必要な時に、必要な量だけ購入するようにしましょう。また食材を最後まで使い切るように心がけましょう。

③生ごみはギョツと「水きり」しましょう

生ごみの約80パーセントは水分です。ごみをだす前にギョツと絞るよう心掛けましょう。

◎問合せ 栃木県廃棄物対策課 ☎028(623)3107

中退共制度紹介用例文集のご紹介

中小企業の皆様に中小企業退職金共済（略称：中退共）制度を広く知っていただくために、中小企業退職金共済事業本部では「中退共制度紹介用例文集」を作成し、ホームページ上で掲載しています。

ホームページからデータ（画像）をダウンロードすることができますので、ご参照ください。



◎問合せ 中小企業退職金共済事業本部 ☎03(6907)1234

家庭用ごみ処理器設置事業補助金交付制度

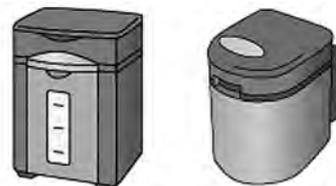
ごみの減量化推進の一環として、壬生町では一般家庭で「生ごみ処理器」を購入・設置した方に、本体価格（消費税込）の2分の1を補助しています。この制度をご利用いただき、ごみの減量化にご協力ください。

●機械式

熱風等で生ごみを乾燥させ、減量します。電源が必要になります。

・補助額

購入価格の2分の1（100円未満は切り捨てで、20,000円を上限とします）
一世帯につき1個まで。



●コンポスト等

土中の微生物によって生ごみを減量化・堆肥化します。

・補助額

購入価格の2分の1（100円未満は切り捨てで、5,000円を上限とします）
一世帯につき2個まで。

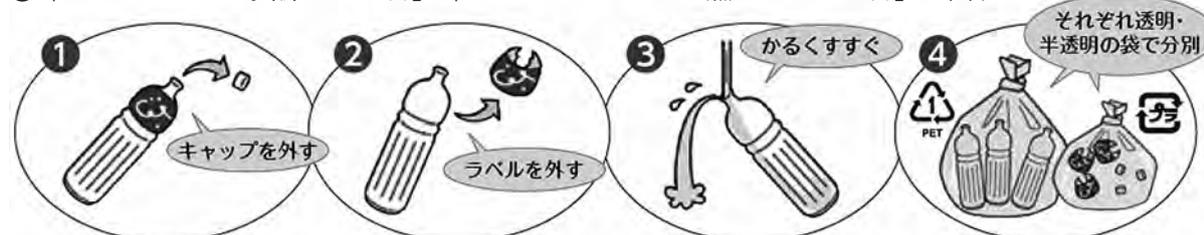


◎問合せ 壬生町清掃センター ☎(82)3424
生活環境課環境保全係 ☎(81)1834

ペットボトルの出し方について（清掃センターからのお願い）

ペットボトルを出すにあたっては、以下の手順で出させていただきますと、リサイクル作業を非常にスムーズに行うことができますので、皆様のご協力をお願いいたします。

- ①キャップを外す
- ②ラベルを外す
- ③中をかるくすすぐ
- ④「ペットボトルは資源ごみの日」「キャップ、ラベルは燃えるごみの日」に出す



下水道工事にご協力ください

下水道工事を、下記の箇所で行います。工事期間中は、ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。なお、測量や材料の発注等により時間を要する場合があります。

①

- 工事名 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道合併工事 (北部処理区・北部第十一排水区) その1工区
- 工事箇所 大字壬生丁地内
- 工事期間 10月下旬頃～令和3年3月上旬頃まで

②

- 工事名 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道合併工事 (北部処理区・北部第十一排水区) その2工区
- 工事箇所 大字壬生丁地内
- 工事期間 10月下旬頃～令和3年3月上旬頃まで

③

- 工事名 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道合併工事 (北部処理区・北部第十一排水区) その3工区
- 工事箇所 大字壬生丁地内
- 工事期間 10月下旬頃～令和3年3月上旬頃まで



④

- 工事名 農業集落排水事業 旭町・星の宮地区 管路工事 第3工区
- 工事箇所 大字壬生甲地内
- 工事期間 令和3年2月下旬頃まで



⑤

- 工事名 農業集落排水事業 旭町・星の宮地区 管路工事 第4工区
- 工事箇所 大字藤井地内
- 工事期間 令和3年2月下旬頃まで



⑥

- 工事名 農業集落排水事業 旭町・星の宮地区 管路工事 第5工区
- 工事箇所 大字壬生甲地内
- 工事期間 令和3年2月下旬頃まで



<①~③共通事項>

◎問合せ 下水道課工務係 ☎(81)1859

<④~⑥共通事項>

◎問合せ 下水道課集落排水係 ☎(81)1841

※なお、測量や材料の発注等により時間を要する場合があります。

道路工事にご協力ください

道路工事を下記のとおり行います。工事期間中はご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

①

- 工事名 雨水排水対策工事 認定外路線
- 工事箇所 本丸二丁目地内
- 工事期間 12月下旬まで



②

- 工事名 舗装修繕工事 町道3-180号線
- 工事箇所 通町地内
- 工事期間 12月下旬まで



③

- 工事名 舗装修繕工事 町道3-224号線その2
- 工事箇所 大字壬生乙地内
- 工事期間 11月上旬まで



④

- 工事名 社会資本整備総合交付金事業 道路改良工事 町道2-279号線
- 工事箇所 おもちゃのまち地内
- 工事期間 11月上旬まで



⑤

- 工事名 社会資本整備総合交付金事業 道路改良工事 二級町道53号線 その2
- 工事箇所 大字藤井地内
- 工事期間 令和2年10月下旬～令和3年3月中旬



⑥

- 工事名 社会資本整備総合交付金事業 道路改良工事 二級町道53号線 その3
- 工事箇所 大字藤井地内
- 工事期間 令和2年10月上旬～令和3年3月中旬



⑦

- 工事名 社会資本整備総合交付金事業 道路改良
工事 一級町道9号線
- 工事箇所 大字北小林地内
- 工事期間 10月中旬～令和3年2月下旬



⑧

- 工事名 社会資本整備総合交付金事業 交通安全
施設整備工事 二級町道70号線 その2
- 工事箇所 大字助谷地内
- 工事期間 10月中旬～令和3年2月下旬



※なお、測量や材料の発注等により、実際の工事期間が前後する場合がありますのでご了承ください。

◎問合せ 建設課土木係 ☎(81)1851

東雲さくら橋の補修をします

県道渡良瀬遊水地壬生自転車道線 東雲さくら橋について、長寿命化のため補修工事を施工します。施工にあたり第三者被害防止・短期間施工の観点から区間を定め(図面のとおり)通行止めとなります。工事期間中、ご不便をおかけしますが、今後とも安心して橋が利用できるよう、皆さんのご協力をお願いします。

◎問合せ 栃木土木事務所保全第二課 ☎(23)3437



側溝清掃のお願い

近年、大雨や台風により道路が冠水したり、ご自宅に雨水が流入したりといった被害が多く報告されています。町の職員だけでは対応が間に合いませんので、ご自宅の前やお持ちの田畑の

前にある道路側溝について、定期的な清掃にご協力をお願いします。

○土のう袋の配布について

側溝清掃時に出た土砂は、袋に入れていただければ町で回収します。袋はどのようなものでも構いませんが、建設課で土のう袋の配布も行っています。数に限りがありますので、事前にご連絡をお願いします。要望数や申込みが多いときは、在庫数の範囲内で調整いたしますので、ご了承ください。

○土砂の回収について

側溝清掃終了後、土砂を入れた袋は、後日回収に伺います。次の事項について、建設課までご連絡ください。
・袋を置いてある場所・袋の個数・氏名・連絡先

◎問合せ 建設課管理係
☎(81)1850 FAX(82)8252

赤い羽根共同募金

【身近な地域の福祉を応援する為の募金です。】

○日時 令和2年10月1日(木)～12月31日(木)
10月1日から全国一斉に、赤い羽根共同募金運動が実施されます。

この募金は、県内各地の様々な地域の福祉事業や活

動、災害時の支援活動を支えるための準備金として役立てられています。

つきましては、共同募金運動の趣旨をご理解いただき、皆様の善意によりましてご支援ご協力をよろしくお願い致します。

◎問合せ 栃木県共同募金会 壬生町支会(壬生町社会福祉協議会) 〒321-0214 壬生町大字壬生甲3843番地1 ☎(82)7899

10月は「土地月間です」【大規模な土地取引には届出が必要です】

一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づきその利用目的などの届出が必要です。

○届出の必要な面積

- ・市街化区域 2,000㎡以上
- ・その他の都市計画区域 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外 10,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

○届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

- 届出者 権利取得者（土地売買の場合は買主）
- 届出期限 契約日から2週間以内（契約日を含む）
- 届出書類 土地売買等届出書1部

- ◎問合せ 総合政策課企画調整係 ☎(81) 1813

観光事業利用促進と景気回復を図るトリップサポート事業がスタートします

町商工会では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用した町補助金を活用し、トリップサポート事業を実施します。これは町内の観光業、観光バス事業、宿泊業を利用すると、町内在住、在勤、在学の方に、利用額の2分の1（千円未満切捨）で上限5千円までとする壬生町共通商品券を進呈するものです。

事業内容、申請方法については、町商工会ホームページをご覧ください。

- ◎問合せ 壬生町商工会 ☎(82) 0475

介護

傾聴ボランティアグループ「きかせて」が贈るサロン『くらし』の開催について

傾聴ボランティアグループ「きかせて」のメンバーが参加していただいた方のお話し相手をいたします。どなたでも参加できます。和やかな雰囲気の中で、お茶やコーヒーを飲みながら楽しいひと時を過ごしませんか？

- 日時 10月13日（火）午前10時～11時30分
- 参加費 無料
- 場所 町保健福祉センター
- ◎問合せ 壬生町傾聴ボランティアグループ「きかせて」 ☎(82) 3902 佐藤方
- ☎(82) 7899 町社会福祉協議会

オレンジカフェ「なごみ」の開催について

認知症の方やその家族、地域のみなさんが楽しめる場所です。

当日は、ボランティアの方による歌や踊り、民話等のレクリエーションも予定してお

ります。（内容はその日によって異なります。）

お茶を飲みながら、なごみましよう。

- 日時 10月23日（金）午前10時～正午
- 参加費 1000円
- 場所 グループホーム「元気」内 地域交流室
- ◎問合せ 健康福祉課介護保険係 ☎(81) 1876・1877
- 壬生北地区地域包括支援センター ☎(86) 3579
- 壬生南地区地域包括支援センター ☎(82) 2119

オレンジカフェ「福来」の開催について

認知症の方やその家族、地域住民の方々、専門職等の誰もが参加できる集いの場です。どなたでもお気軽にお越しください。当日は、ボランティアの方による歌や踊り、民話等のレクリエーションも予定しております。（内容はその日によって異なります。）

- 日時 10月27日（火）午前10時～正午
- 参加費 1000円

○場所 しもつけ荘内 屋外スペース

- ◎問合せ 健康福祉課介護保険係 ☎(81) 1876、1877
- 壬生北地区地域包括支援センター ☎(86) 3579
- 壬生南地区地域包括支援センター ☎(82) 2119

第3回地域づくり勉強会（南大飼中学校区）の開催について

急速に高齢化が進行するなか、誰もが安心して、最後まで住み慣れた地域で暮らして行くためには、お互いに“ささえあう”地域づくりが必要です。

これからの“ささえあう”地域づくりを考えるため、地域づくり勉強会を企画しました。まずは、日頃の生活で感じていること、ご近所で気になる人、今後の不安などを共有することから始めたいと考えていますので、ぜひ、お気軽にご参加ください。

- 日時 10月31日（土）午前10時～正午
- 場所 町保健福祉センター1階会議室
- 対象 壬生北地区地域包括支援センター圏域（南大飼中学校区）にお住まいの方

○申込 事前申込みは不要です。当日会場までお越しください。

- ◎問合せ 健康福祉課介護保険係 ☎(81) 1876
- 壬生北地区地域包括支援センター ☎(86) 3579

スポーツ

37th MIBUバドミントン大会中止のお知らせ

今年度、開催を予定しておりました「37th MIBUバドミントン大会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑みまして、大会の中止を決定いたしました。

参加者とその家族、運営スタッフ等のすべての大会関係者の皆様の安全・安心を最優先に考え、大変残念ではありますが、中止の判断となりました。

次回の大会に向けて、大会の準備に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ◎問合せ 町バドミントン部 ☎(82) 1070（賀長）

子育て支援センターひよこからのお知らせ

食育講話会「手軽に美味しいお家ご飯」参加者募集
 コロナに負けない免疫力をつけるにはバランスの良い食事が大切です。子育てママにも簡単にできる調理のコツをご紹介します。

- 日 時 10月22日(木) ①午前10時～10時50分
 ②午前11時～11時50分
- 場 所 保健福祉センター2階(母子室)
- 講 師 管理栄養士 大沼 スミエ 氏
- 対 象 未就学児の児童とその保護者(壬生町在住)
- 募集人数 ①②の時間帯で各5組
- 参加費 無料
- 持ち物 タオル・ウエットティッシュ・バスタオル(乳児を寝かせる場合に使用)
- 申 込 10/6から電話か来所で申込み
- ◎申込・問合せ 子育て支援センターひよこ
 ☎(82)3309

新型コロナウイルス感染拡大の状況により中止・変更となる場合もありますのでホームページ等でご確認ください。

栃木県育英会では奨学生を募集します

公益財団法人栃木県育英会では、令和2年度の進学予定者を対象に、月額貸与奨学生及び入学一時金奨学金を募集します。

○募集期間 10月1日(木)～

11月13日

○願書等配布先 県内各中学校、高等学校、町教育委員会等に配布。ウェブサイトからも願書等のダウンロードが可能

詳細はお問合せ下さい。

<http://www.tochiku.sakura.ne.jp/>

※お願い 栃木県育英会では、奨学金の貸付原資となる善意の寄付金を募集しています。一人でも多くの方に御協力を願います。

寄付金の振込書については、町教育委員会で配布、およびウェブサイトからダウンロードが可能です。

◎問合せ 栃木県育英会事務局 ☎028(623)3459

図書館からのお知らせ

○移動図書館(BM)10月の日程

1日(木)	羽生田小学校	13:00～14:00
2日(金)	稲葉小学校	13:00～14:00
7日(水)	藤井小学校	13:00～14:00
9日(金)	壬生東小学校	13:00～15:00
14日(水)	安塚小学校	13:00～15:00
15日(木)	睦小学校	13:00～15:00
20日(火)	壬生北小学校	13:00～14:00
30日(金)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同組合北側駐車場)	14:00～16:00

○移動図書館(BM)11月の日程

4日(水)	藤井小学校	13:00～14:00
6日(金)	壬生東小学校	13:00～15:00
12日(木)	羽生田小学校	13:00～14:00
17日(火)	壬生北小学校	13:00～14:00
18日(水)	安塚小学校	13:00～15:00
19日(木)	睦小学校	13:00～15:00
26日(木)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同組合北側駐車場)	14:00～16:00
27日(金)	稲葉小学校	13:00～14:00

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合がありますので、ご了承ください。

※移動図書館「おもちゃのまち」は、現在「おもちゃ団地協同組合北側駐車場」で実施しています。ご注意ください。

10月27日(火)～11月9日(月)は読書週間です。

今年の標語は「ラストページまで駆け抜けて」。
 この機会にぜひ、さまざまな本に触れてみてください。



おはなし会 10・11・12月 中止のお知らせ

※新型コロナウイルス感染症の影響により、10月、11月、12月の「おはなしひろば」「親子おはなし会」は中止となりました。

◎問合せ 町立図書館 ☎(82)8543

児童館からのお知らせ

児童館開館時間のお知らせ

10月～3月 午前8時30分～午後5時
密集・密接を避けるため、各部屋の利用人数制限があります。工作室・和室の利用は、午後4時30分までとさせていただきます。

はじめての児童館

児童館をはじめて利用する親子を応援します。

- 日時 10月14日(水)午前10時30分～11時30分
- 内容 利用案内・読み聞かせ・クラフトタイム・自由遊び
- 対象 はじめて児童館を利用する親子
- 申込 前日までに電話で申込み

マミータイム【かぼちゃのランタン】

小物づくりをきっかけに子育て・ママ友づくりを応援します。

- 日時 10月23日(金) 午前10時～正午
(クラフト受付11時30分まで)
- 内容 クラフトタイム・読み聞かせ・自由遊び
- 対象 未就園児親子 10組
- 申込 前日までに電話で申込み
*申込み人数により、
時間調整をする
場合もございます。



『ハロウィンスタンプラリー』参加者募集

- 日時 10月31日(土)
午前9時～10時15分
未就学児(1歳児以上)親子10組
午前10時45分～正午
未就学児(1歳児以上)親子10組
午後1時30分～2時45分 小学生15名
午後3時15分～4時30分 小学生15名
- 内容 ゲーム・スタンプラリーなど
- 対象 午前の部
未就学児(1歳児以上)親子20組
(未就学児の保護者は、子どもひとりにつき1人まで)
午後の部 小学生 30名
*時間、人数制限を設けての開催となります。壬生町在住の方に限ります。
- 参加費 100円
- 申込 10月19日～23日
*申込期間中に電話にて確認の上、参加費を添えて直接児童館までご来館ください。定員になり次第締切ります。キャンセルの返金は10月30日(金)まで可能です。

《共通事項》

- 場所 児童館
- 問合せ 児童館 ☎(82)7388

*新型コロナウイルス感染拡大の状況により、直前に中止となる場合もございますので、ご了承ください。
(中止の場合は、参加費は返金いたします。)

ファミリーサポートセンター講習会

医師講話「乳幼児の病気や事故、 食物アレルギーについて」

子どもに起きやすい病気や事故についてその予防や対処、食物アレルギーについてなど、かとう小児科 院長 加藤邦重先生の講話です。

ファミサポ会員の研修ですが、子育て真最中の方も参加できますので、是非一緒に学んでいきましょう。

- 日時 10月15日(木) 午前10時～11時30分
- 対象 ファミサポ会員・子育て中の親及び家族
- 定員 10組(20人まで)
*親子でも参加できます。(託児有)
- 参加費 無料
- 申込 定員になり次第締め切り
- 持ち物 特になし

《共通事項》

- 場所 子育て支援センターつばめ
- お願い 感染症対策の為、間隔を空けた講習会となりますが、参加者のマスクの着用と手指消毒、又当日の検温・体調の確認等へのご協力をお願いします。
- 問合せ 子育て支援センターつばめ ☎(86)0132

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により中止・変更となる場合もありますのでホームページ等でご確認ください。

子育て支援センター つばめからのお知らせ

「親子ピクス」参加者募集

お子さんとご家族皆さんが、一緒に楽しめるエアロピクスです。リズムに乗って、いい汗を流して楽しみましょう！コロナ疲れの日々運動不足解消にもなります。ぜひご参加ください。

- 日時 10月17日(土) 午前10時～正午
- 対象 0歳～就学前のお子様とその保護者・家族
- 定員 10組(20人まで) *親子で参加できます。
- 参加費 無料
- 申込 定員になり次第締め切り
- 持ち物 ヨガマット又は、大判のバスタオルをお持ちください。

小規模特認校「壬生町立羽生田小学校」の入学児童を募集します

少人数での教育のよさを生かし、魅力ある教育活動を行っている小規模特認校『壬生町立羽生田小学校』に町内全域から入学することができます。詳しくは、町公式ウェブサイトでご確認ください。

●**入学資格** 入学資格は、次の全てに該当する場合です。

- ①町内に居住する新入生又は、町内小学校の在校生であること。
- ②原則として、4月1日に就学できること。
- ③原則として、卒業まで在学できること。
- ④通常学級の生活や学習に適応できること。
- ⑤保護者は、学校の教育活動やPTA活動に賛同し、かつ協力できること。

●**事前見学** 就学を希望する場合は、事前に羽生田小学校を見学してください。見学日時は、直接、羽生田小学校にお問合せください。

●**就学の申請** 小規模特認校制度による就学を希望する児童の保護者は、小規模特認校就学申請書を町教育委員会に提出してください。(町公式ウェブサイトからダウンロードできます。)

●**申請の期間** 原則として、11月2日(月)から12月28日(月)までです。

◎**問合せ** 壬生町立羽生田小学校 ☎(82)1022 (事前見学の申込先)
学校教育課学校教育係 ☎(81)1870

藤井小学校に入学しませんか

藤井小学校では、「全職員が全児童の担任」という気持ちで、一人一人を大切に、愛情を注いだ教育を行っています。小さい学校だからこそできるきめ細やかな指導のもと、「生きる力」にあふれた子どもを育てることを目指しています。

壬生小学校区は、藤井小学校との通学調整区域となっており、下表町、中表町、東下台、旭町、星の宮、下台団地、駅東、県営壬生住宅に住所がある児童の保護者は、届け出をすることにより、藤井小学校を選択し児童を通学させることが可能です。

また、壬生小学校区の下横町、今井、上表町、城東町、舟町、栄町、仲通町、上通町、三好町、万町、上新町、下馬木、西高野、城内、城南、車塚、釜ヶ淵、福和田の区域は、通学を保護者の費用負担と責任において行うこと、また、受け入れ人数は1学年25名を超えない範囲であれば、保護者は届け出をすることにより、藤井小学校を選択し通学することが可能となっております。

●**事前見学** 就学を希望する場合は、事前に藤井小学校を見学してください。見学日時は、直接、藤井小学校にお問合せください。

●**就学の届出** 通学調整区域による就学を希望する児童の保護者は、藤井小就学届出書を町教育委員会に提出してください。(町教育委員会ホームページからダウンロードできます。)

●**届出の期間** 原則として、11月2日(月)から12月28日(月)までです。

◎**問合せ** 壬生町立藤井小学校 ☎(82)0102
学校教育課学校教育係 ☎(81)1870

「みぶっ子心のきらめき表彰」を実施します

壬生町教育委員会では、小学校6年生を対象に「みぶっ子心のきらめき表彰」を実施し、賞状と記念品(クリスタルペーパーウエイト)を授与しています。この表彰は、児童一人一人に自分自身の良さや素晴らしさを再認識させることで、自己肯定感や自己有用感、存在感を高め、子供たちに自信を与えるとともに、健全に育成していくことをねらいとしています。

内容

- (1) 壬生町内の公立小学校に在籍する児童は、小学校6年生時に全員「みぶっ子心のきらめき表彰」を受賞します。
- (2) 受賞者には、賞状と記念品を贈呈します。
- (3) 表彰理由は、児童一人一人の持つ内面的な素晴らしさやそこから表出する素晴らしい行いとし、小学校6年生時における保護者の提出資料を基に表彰名が決定します。
- (4) 賞状と記念品は教育委員会事務局が準備し、町長又は代理者が所属小学校において直接授与します。

特徴

児童一人一人の持つ内面的な素晴らしさやそこから表出する素晴らしい行いを、保護者に見つけていただき、さらには毎日ことばにして伝えていただきます。その記録を基に、児童一人一人に合った表彰名を保護者に考えていただき、保護者の申請に基づき、町長名で表彰を行います。この取り組みにより、子供の良さを見つけ、その良さを伝える習慣を形成するとともに、子供達の自己肯定感や自己有用感、存在感、自信等を学校、家庭、行政が一体となって育んでいきたいと考えています。

◎**問合せ** 生涯学習課生涯学習係 ☎(81)1873

各 種 相 談

心配ごとと特別相談（弁護士相談）

日 時	10月8日(木) 午前10時～正午	11月12日(木) 午前10時～正午
場 所	町保健福祉センター	
相 談 員	弁護士	
申込方法	電話予約受付(先着順)	
申 込 日	10月5日(月) 午前8時半～	11月9日(月) 午前8時半～
対 象	町内在住者（各回5名、同一の内容の相談は一回限り）	
問 合 せ	(福)壬生町社会福祉協議会 ☎(82)7899	
そ の 他	国が設立した法律相談機関『法テラス栃木』もご利用ください。 ☎050(3383)5395	

人権・行政相談 毎月第3木曜日定期相談 10月19日(月)～25日(日)は行政相談週間です。

日 時	10月15日(木) 午後1時30分～4時
場 所	町保健福祉センター
相 談 内 容	「人権相談」家庭生活や社会生活を営むうえで、自分の力では解決できない人権問題等。相談員は人権擁護委員 「行政相談」医療保険、年金、道路等、行政についての苦情、要望等。相談員は本町の下記行政相談員 相田喜久夫氏 ☎(82)0603 糸川 元一氏 ☎(86)3869
そ の 他	相談無料・秘密厳守 お気軽にご相談ください。☒ 予約は必要ありませんが、事前予約を推奨します。
申 込 み 問 合 せ	人権相談…生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826 行政相談…総合政策課情報広報係 ☎(81)1814

特設人権相談所開設

身近なことで困っていることはありませんか？

日 時	11月10日(火) 午前9時30分～正午
場 所	役場2階 第2会議室
相 談 員	法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員
相 談 内 容	家庭生活や社会生活を営むうえで、自分一人では解決できない人権問題について相談をお受けします。 人権擁護委員が皆さんとともに問題解決のための方法を考えます。
そ の 他	相談無料・秘密厳守 お気軽にご相談ください。 予約は必要ありませんが、事前予約を推奨します。
申 込 み 問 合 せ	生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826

求職者とシニアのための 巡回相談会&巡回セミナー

日 時	10月8日(木) 午前10時30分～4時
場 所	栃木市役所
相 談 員	・就労に関するご相談…キャリアカウンセラー ・シニア世代の社会参加活動に関するご相談…生涯現役推進員
内 容	○午前10時30分～正午 巡回セミナー「就活で見られるマナー・コミュニケーション」 講師：ジョブモールキャリアカウンセラー ○午後1時～4時 とちぎジョブモール巡回相談会 ○午後1時～3時 とちぎ生涯現役シニア応援センターぶらっと巡回相談会
そ の 他	相談無料☒ 巡回セミナー及び巡回相談会は、開催日の前日(土日祝日を除く)午後4時までに予約が必要です。
申 込 み 問 合 せ	小山労政事務所 ☎0285(22)4032

電話・インターネットによる人権相談

みんなの人権110番	☎0570(003)110
子どもの人権110番	☎0120(007)110
女性の人権ホットライン	☎0570(070)810
インターネット人権相談窓口	https://www.jinken.go.jp

112ch

コミュニティチャンネル
生活安全情報

LIFEチャンネル

112chは、地上デジタル111chを選局し、チャンネル上ボタンを押すとご覧いただけます。

地域の河川・道路のライブカメラ映像や、気象情報、防災等の安心・安全に関する情報をタイムリーに見る事ができます。

「112ch」を視聴するには

①リモコンの「11」を押す。②リモコンのチャンネル上ボタンを押す。



ライブカメラ
増設予定!

料金・サービスに関する
お問い合わせに関しては

CATV 栃木ケーブルテレビ



0120-25-1819

夜間・休日の診療機関

◆壬生町在宅当番医 9:00~17:00

日付	病院名	自治会名	電話番号
10月4日	陣内医院	城内	☎82-0242
10月11日	大橋内科クリニック	福和田	☎82-8522
10月18日	かとう小児科	落合	☎82-7576
10月25日	石田消化器科・内科クリニック	六美北	☎82-7877
11月1日	福井セントラルクリニック	おもちゃのまち	☎86-6624
11月3日	大久保クリニック	落合	☎81-0880



◆栃木地区急患センター 栃木市境町27-15 ☎22-8699

診療日時	診療時間	診療科目
平日（月～土曜日）	19:00~22:00	内科（小児を含む）のみ
休日（日曜日）	9:00~21:00	内科
	9:00~17:00	外科
	18:00~21:00	小児科
休日（祝日・年末年始）	9:00~21:00	内科（小児を含む）、外科

※受診する際は、事前に電話確認をしてお出かけください。

◆とちぎ救急医療電話相談

急な病気やけがについて、経験豊富な看護師が相談に応じます。

【子ども】	月曜日～土曜日 18:00～翌朝8:00	【大人】	月曜日～金曜日 18:00～22:00
	日曜日・祝日 24時間		土曜日・日曜日・祝日 16:00～22:00
	☎028-600-0099 プッシュ回線#8000		☎028-623-3344 プッシュ回線#7111

「自殺予防いのちの電話」

日時 毎月10日 午前8時～翌日11日 午前8時の24時間

相談内容 自殺予防相談（死にたい、死のうと思っている。生きている意味がないなど。）

相談番号 0120-783-556 *通話料金無料



壬生町防災行政無線システムについて

放送内容の確認(電話応答装置)

「放送されていることに途中で気付いた」「風が強くて放送内容がよく聞こえなかった」という場合は、次の番号に電話すると放送内容を確認することができます。

電話番号 0282-82-9000

拡声子局(町内30か所)の機能

- 拡声放送……各子局から、マイクを使って、スピーカーによる拡声放送ができます。
- 連絡通話……各子局から防災センター、壬生町役場へ装置を使用し無線による連絡通話ができます。

その他にも、こんな機能があります。

- 防災メール
登録制のメールです。右記『防災メールの配信』を参照してください。
- エリアメール
壬生町内で緊急連絡を要する災害が起こった際に、町内の携帯電話にメールを一斉に送信します。

河川監視カメラの設置

3か所にカメラ子局を設置しています。このカメラの画像は、壬生町の公式ウェブサイトにある防災WEB上で見ることができ、河川の状況を把握することが出来ます。

- ・URL <http://www.bousai-mibu.jp/bousai/ksndata/>
- 黒川（羽生田学童橋付近）
- 恵川（黒川合流部付近）
- 黒川（地藏橋付近）



防災メールの配信

役場にて放送した拡声子局からの案内と同じ内容を、携帯電話やパソコンなどにメールで配信します。事前登録が必要ですので、次により登録ください。登録方法は、携帯電話・パソコンなどから下記QRコードやURLへアクセスしてください。

・URL <http://www.bousai-mibu.jp/mail/pub/>

・QRコード



防災サイト等

- ・気象庁(災害情報や気象警報、雨雲レーダーなど) <http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>
- ・栃木県防災HP(防災情報) <http://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bousai/realtime/index.html>
- ・壬生町公式ウェブサイト(支援情報など) <http://www.town.mibu.tochigi.jp/>
- ・壬生町防災WEB(緊急情報や河川水位情報) <http://www.bousai-mibu.jp/>
- ・災害時の電話利用方法 <http://www.tca.or.jp/information/disaster.html>
- ・東京電力(停電情報や無料のスマートフォンアプリによる停電・雨雲レーダーの紹介) <http://teideninfo.tepco.co.jp/>



壬生町防災行政無線に関するお問合せは

総務課 消防防災係 ☎81-1808

— 掲載内容は変更の場合がありますので、各問合せ先へご確認ください —

10月16日～11月15日 イベントの開催状況については、町の公式ウェブサイトを確認するか、各担当課にお問合せください。

10月

		こども	おとな
16	金		
17	土	親子ピクス（10：00～子育て支援センターつばめ）	
18	日		
19	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
20	火	乳幼児健診（1歳6か月）（12：50～保健福祉センター）	集団健診（女性の日）（7：30～保健福祉センター）
21	水	おっぱい相談（10：00～保健福祉センター） なかよし相談（9：30～保健福祉センター）	
22	木	食育講話会「手軽に美味しいお家ご飯」（10：00～子育て支援センターひよこ）	
23	金	マミータイム（10：00～児童館）	
24	土		
25	日		
26	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
27	火	乳幼児健診（3歳児）（12：50～保健福祉センター）	
28	水	メタボ予防教室（9：30～保健福祉センター）	
29	木		栃木県知事選挙告示日
30	金	集団健診（7：30～保健福祉センター）	集団健診（7：30～保健福祉センター） 栃木県知事選挙期日前投票（～11/14）
31	土	ハロウィンスタンプラリー（9：00～児童館）	

11月

1	日		水道メーター検計（11/1～11/10）
2	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）10月の納税等納期限 シルバー人材センター新規会員の入会説明会（13：30～壬生町シルバーワークプラザ研修室）
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		集団健診（女性の日）（7：30～保健福祉センター）
7	土		
8	日		
9	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
10	火	乳幼児健診（4か月児）（13：00～保健福祉センター）	シルバー人材センター刃物研ぎ（9：00～13：00 役場本庁舎（駐車場北西側庫庫））
11	水	おっぱい相談（10：00～保健福祉センター）	
12	木	乳幼児健診（10か月児）（13：00～保健福祉センター）	
13	金	離乳食教室（9：50～保健福祉センター）	
14	土	孫育て今と昔（10：00～子育て支援センターつばめ）	栃木県知事選挙期日前投票最終日（8：30～20：00）
15	日		栃木県知事選挙投票日（7：00～20：00）




 毎月第3日曜日は
ふれあい育む
家庭の日
 毎月第3日曜日は家庭の日です。
この機会に家族の絆を深めてみませんか？
※一部施設で優待制度があります。（詳細は県HP参照）
◎問合せ 教育委員会事務局生涯学習課（☎81-1873）

10月の
納税等

- 町県民税……………（3期）
 - 国民健康保険税……………（4期）
 - 介護保険料……………（4期）
 - 後期高齢者医療保険料……………（4期）
- 納期限 11月2日（月）

県内ナンバー1の評価

大東建託株式会社「賃貸未来研究所」が行った「住みこち『自治体』ランキング」と、週刊誌AERA(アエラ)が行った「コロナ時代の移住先ランキング」において、壬生町が県内第1位に輝きました。

ウィズコロナ時代の中で、特に「交通アクセス」、「医療の充実」、「行政サービス」の観点から、安心安全のまちとして高く評価していただきました。



壬生町 第1位

街の住みこち
「自治体」ランキング
〈栃木県版・2020〉

※大東建託株式会社賃貸未来研究所が実施

壬生町 県内第1位 関東第4位

コロナ時代の
移住先ランキング

※週刊誌AERA(アエラ)が独自分析



かのん
叶望ちゃん
(H29.12.7生)



いししまげんすけ
石島玄涼くん
(R1.10.24生)

のさわあかり
野沢彩莉ちゃん
(H29.10.20生)

るい
琉くん
(H28.2.17生)

ひかり
陽莉ちゃん
(H31.1.23生)



わが家の
アイドル



にししましゅうせい
西島周明くん
(H25.10.16生)



わかばやしゆあ
若林結愛ちゃん
(H25.10.14生)

次回は12月生まれのアイドルを募集します。

- 【締切】10月22日(木)
- 【必要事項】氏名(ふりがな)(複数のアイドルが写っている場合はそれぞれ分かるように明記してください)、保護者名、生年月日、住所、電話番号
- 【申込方法】町公式ウェブサイトの、わが家のアイドル送信フォーム
<http://www.town.mibu.tochigi.jp/idol/> から申込みができます。役場総合政策課、稲葉・南犬飼出張所、子育て支援センターでも受け付けています。
- 【申込先】壬生町総務部総合政策課情報広報係
〒321-0292 壬生町通町12-22
Eメールアドレスsougo@town.mibu.tochigi.jp
- 【備考】写真は掲載後、原則お返しできませんのでご了承ください。また、町子育てサイトのトップページにもお写真のみ掲載いたします。



夏の夜空に花火が
打ちあがりました

例年8月に「壬生ふるさとまつり」を開催し花火を打ち上げてきましたが、今年は新型コロナウイルスの影響により中止となりました。そこで、壬生町出身の女性花火師がいる足利市の須永花火田島煙火工場の有志により、8月22日(土)、町総合公園においてサブライズ花火が打ち上げられました。女性花火師は、「子供たちは夏休みも短く、お祭りやプールも行けず、楽しみの少ない夏だったと思うが、夏休みの最後にワクワクするものをプレゼントしたい。そして新型コロナウイルス収束の願いを込めた。」と、花火を打ち上げることへの思いを述べていました。

約5分間、鮮やかで様々な形をした花火が壬生町の夜空に打ち上がりました。

一お詫びと訂正一 ■広報みぶ9月号34ページ「壬生町体育協会からのご案内」の記事にて、野球部の問合せ先が「人見恭司(81)1838」と記載がありましたが、正しくは「船橋宏080(3364)7657」でした。お詫びして訂正いたします。

■広報みぶ9月号42ページ「わが家のアイドル」の記事にて、神野悠汰くんのフリガナに「ゆうたくん」と記載がありましたが、正しくは「しゅうたくん」でした。お詫びして訂正いたします。

【まちのうごき】●総人口 39,126人(-32) 男 19,419人(-29) 女 19,707人(-3) ●総世帯 16,156(+7) ()内は前月比 令和2年度8月末現在

広報みぶ 10月号 No.737 発行人/壬生町役場 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 編集/総務部総合政策課情報広報係 令和2年10月1日発行 電話0282-81-1814 FAX0282-82-8262 町公式ウェブサイト <http://www.town.mibu.tochigi.jp>

環境保護のため再生紙を使用しています。